

官報号外

昭和二十七年五月二十七日

○第十三回衆議院会議録第四十六号

昭和二十七年五月二十七日(火曜日)

議事日程

第四十五号

午後一時開議

第一 労働関係調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 地方公営企業労働関係法案(内閣提出)

第四 農産物検査法の一部を改正する法律案(河野謙三君外二十名提出)

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院回付)、一般職の職員の給與に関する法律案(内閣提出、參議院回付)、國土総合開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時二十一分開議
○副議長(岩本信行君) これより会議を開きます。

○副議長(岩本信行君) お詫びいたしま

ます。議員受田新吉君から、米国視察

のため、五月二十八日から本会期中、

講演の申出があります。これを許可す

るに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと

認めます。よつて許可するに決しました。

○副議長(岩本信行君) 御報告いたす

ことがあります。議員木下榮君は、昨

二十六日逝去せられました。まことに

痛惜哀悼の至りにたとえません。

この際弔意を表するため、堀川泰平

君から発言を求められております。こ

れを許します。堀川泰平君。

○堀川泰平君(登壇) 大だいま議長から御報

告に相なりました故衆議院議員木下榮

君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈

し、その弔詞はこれを議長に一任する

の動議を提出いたします。

この際、私は諸君の御同意を得て、

議員一同を代表いたし、つつしんで哀

悼の辞を述べたいと存じます。(拍手)

木下君は、かねて病氣御療養中と承

ておりましたが、しかもわれく

●本日の会議に付した事件
議員請假の件
議員木下榮君の逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈し、その弔詞は議長に一任するの動議(堀川泰平君提出)

日程第一 労働関係調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

(前会の続)

日程第一 労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(前会の続)

日程第三 地方公営企業労働関係法案(内閣提出)

(前会の続)

日程第四 農産物検査法の一部を改正する法律案(河野謙三君外二十三名提出)

(前会の続)

改正する法律案(河野謙三君外二十三名提出)

昭和二十七年五月二十七日 楽議院会議録第四十六号

議員請假の件

する法律案外一件

故議員木下榮君に対する堀川君の弔詞贈呈の動議及び哀悼の辞

が、現改進党の結成せられるや、合流

して今日に及んだのであります。

戦後幾年、新日本の建設に老後を捧

げられました君が、今独立日本再出発

に出生せられ、和仏法律学校に学び、

台湾總督府法院書記に任官せられまし

たが、青雲の志抱えがたく、二年の後

退官して大陸に渡航し、満州日日新聞

に入社、後神戸又新日報に入り、操觚

に活躍すること十年、大正四年には神

戸鈴木商店に入社して、同店経営の日

比製鍊所、浪華造船所、鳥羽造船所の

経理部長、支配人としてその腕をう

たわされましたが、時たま／＼第一次世

界大戦に際し、君は十二分にその本領

を發揮せられたのであります。大正十

四年、神明自動車、神姫自動車の両社

を創設して、みずからその経営に任

じ、爾来自動車交通事業に畢生の努力

を傾け、昭和七年以来、兵庫県乗合旅

客自動車事業組合の理事長として今日

に至ったのであります。君は、實業闘

争、進取にして頭脳に富み、独立強歩

もつて今日を築かれたのであります。

昭和二十一年四月、日本の戦後経営

に大いなる抱負を持つて、君が第二の

故郷たる兵庫県第四区より出馬、よく

当選の栄冠を得られました。次いで二

十二年、二十四年の終選挙にも引続き

当選せられたのであります。その声

望推して知るべきものありと存するの

であります。昭和二十三年には運輸政

務大臣として、戰後多事なる運輸行政

に多年の蘊蓄を傾け、また生前運輸委

員として日夜精効せられましたこと

は、御承知の通りであります。

君は、もと国民協同党に属し、党の

長老として重きをなしておられました

正する法律案、日程第三、地方公営企

業労働関係法案、右三案を一括して議題とし、前会の譲事を繼續いたしました。

前田種男君。

労働関係調整法等の一部を改正する法律案に対する修正案（前田種男君提出）

労働関係調整法等の一部を改正する法律案に対する修正案

労働関係調整法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

労働関係調整法等の一部を改正する法律案に対する修正案

労働関係調整法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

労働関係調整法等の一部を改正する法律案に対する修正案

労働関係調整法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

労働関係調整法等の一部を改正する法律案に対する修正案

労働関係調整法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十八條の改正規定に関する部分を次のよう改める。

第十八條第五号中「運輸大臣」を「運輸大臣。以下同じ。」に改める。

第四章の次に次の「第一章」を加える。

第十八條の改正規定に関する部分を次のよう改める。

第十八條第五号中「運輸大臣」を「運輸大臣。以下同じ。」に改める。

第四章の次に次の「第一章」を加える。

第十八條の改正規定に関する部分を次のよう改める。

第十八條の改正規定を削る。

第三十七條の改正規定を削る。

第三十八條の改正規定に関する部分を削る。

第三十九條から第四十一條までの改正規定に関する部分中「第三十九條から第四十一條まで」と「第四十一条及び第四十二條」に改め、第三十九條の改正規定を削り、第四十一条及び第四十二條の改正規定を次のように修正する。

第二条の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中「目次中」の下に「第二章団体交渉及び交渉委員

の指名」を「第三章団体交渉」に、「二條」に改める。

第二條の改正規定に関する部分の中第二條第二項第一号中及び二箇月以内の期間を定めて雇用される者」を削る。

第三條の改正規定中「第七條」以下を次のよう改める。

「第七條、第八條及び第十八條」を「第十八條」に改める。

第七條の改正規定の次に次のよう加える。

第三章の章名を次のよう改める。

「第三章 団体交渉」

第八條の改正規定を次のよう改める。

第八條第一項を削り、同條第二項を第一項とし、同項各号を次のよう改める。

第三章の章名を次のよう改める。

「第三章 団体交渉」

第九條から第十五條までを次のよう改める。

第十九條から第十五條まで削除

第十六條及び第十七條の改正規定を次のよう改める。

（予算上不可能な資金の支出を内容とする協定）

第六條公共企業体等の予算上不可能な資金の支出内容とする協定が締結されたときは、政

府は、その締結の日から十日以内に、当該協定を履行するため必要な予算を国会に提出しなければならない。但し、当該協定を締結した日から起算して十日を経過した日において国会が閉会中のときは、次の国会召集後五日以内に提出すればよい。

前項の協定を履行するため必要な予算が議決されるまでに必要な予算が議決されるまでに定に基づいて、同項の資金を支出することができない。

公共企業体等は、同項の協定に基づいて、同項の資金を支出することができない。

第三條第一項を削り、同條第二項を第一項とし、同項各号を次のよう改める。

第十九條を次のよう改める。

（苦情処理）

第十九條 職員又はその組合及び公共企業体等は、職員を代表する者及び公共企業体等を代表する者各同様をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。苦情処理共同調

整会議は、日常の作業條件から起る職員の苦情を適切に解決しなければならない。

苦情処理共同調整会議の権限及び運用の細目は、団体交渉で定める。

第二十一條の改正規定に関する部分のうち同條第三項中「交渉委員」を「推薦委員」に改め、同項後段として「この場合において、推薦委員の最大限の数との他推薦委員に関し必要な事項は、政令で定める。」を加える。

第二十六條の改正規定に関する部分のうち同條第四項中「交渉委員」を「第二十一條第三項に規定する推薦委員」に改める。

第三十六條の改正規定中「第一号但書を除く。」を削る。

「第三十九條の次に次の三條を加える。」を「第三十九條の次に次の四條を加える。」に改める。

第三十九條第一項中「職員及びその効力を失う。」に改める。

第三十九條第一項中「職員及びその組合」に、

規定する職員及びその組合に、

（政令で定める現業職員に対するこの法律の適用）

第三十九條政令で定める範囲の現業に勤務する一般職に属する

職員を代表する推薦委員の推薦は、

日本国有鉄道の職員の労働組合、

日本電気公社の職員の労働組合、

及び附則第六項の規定により労働組合となつたものが行う。」に改め、同項を附則第十四項とし、以下附則第三十項まで順次四項ずつ繰り上げる。

附則第三十一項中第四條第一項第十九号の二の改正規定に関する規定及び第十五條の改正規定に関する部分を次のよう改める。

第十九條の改正規定を次のよう改める。

国家公務員の労働関係について、当該現業を第二條第一項

勵行政の統一化の問題、標準賃金のスケード制の問題等々があります。改正案に対しては、わが党は抜本的修正をなし、広く労働大衆の、独立後の国家再建に積極的な協力を求めようとするものである。以下、わが党の修正案の二、三の要点を説明いたします。

公企労法並びに地方公企労法の内容においても整備統合をするという政府の説明から行くならば、当然労働三法に一元化し、労働行政の一本化をはるべきであるのございます。じかるに、現状は、公務員法、公企労法、地方公企労法、駐留軍労務者関係、労働三法等々、ばらばらな法規と、主管を異にする行政官庁等の問題を整備しようとしたなかつたところに大きな欠陥がある。政府は、口を開けば正常な組合運動を希望すると言しながら、労働基本権とも言ふべき争議権の問題、あるいは完全なる団体交渉権、仲裁裁定の効力の問題等にも考慮の手を加えていいのでござります。わが党の案では、完全なる団体交渉権、罷業権、不当労働行為、損害賠償等の規定を設けて使用者の猛省を促し、労働基本権を確保すべきであるとしておるものである。

地方公務員法関係の單純労務の問題は、さきの国会の決議により、政府は約束されているにもかかわらず、立法的措置を講じていないのでございます。地方公企労法第三條第七項に「その他地方公共団体の條例で定める事業」という一項目を設けることによつて、現業、單純労務者の長い間の問題を解決することができる所以ございます。しかも、國一的に全国の地方公共団体を拘束せずに、それ／＼の公共団体の議会の決定によつて適用できるこ

とにすれば、何ら弊害もなくして、多年の問題を解決することができる所以ございます。公企労法制定以来一番問題となり、その盲点といわれました仲裁裁判の効力、第十六條と第三十五條の関係、地方公企労法第十條の問題等は、争議権を持たない組合に対しても、当然仲裁裁判が両当事者を拘束し、政府は、地方公企労法第十條の問題等をわしめることが当然であり、さように修正されるべきである。(拍手)罷業権の問題も、東京の地下鉄は争議権があるが、大阪の地下鉄にはないのでござります。都営のバスは争議権がないが、民営のバスはあるのでござます。都電はスト権がないが、私鉄はスト権があるのです。こうした矛盾を解決せずに、どうして労働階級の積極的な協力を得られるでありますか。(拍手)

次に、労働関係調整法中、第十八條第五号の申請却下の権限による「自主的な解決のための努力が著しく不十分であると認めたとき」とあるが、政府の積極的な協力を得られるであります。(拍手)

そもそも労使関係の問題は、相互の矛盾を解決せずに、どうして労働階級の積極的な協力を得られるであります。(拍手)

次に、労働委員会の申請却下の権限によるところは、ちよほど破綻があるが、不十分であるとの限界であり、労働委員会の立場を失わしめることになり、爾後あつせん調停に支障を來すおそれが多いのでござります。さらに、この立場を失わしめることになり、爾後あつせん調停によつて身体の行動をまつたく麻痺せしめられ、左足をもぎり、ゼネスト禁止法で左足をもぎり、ゼネスト禁止法で右足を切断し、労働三法の改悪で栄養不足を切斷するに至つては、労働組合運動に失調に陥れ、なかなか緊急調整によつて身体の行動をまつたく麻痺せしめられる危険性を招来する結果になる。

右眼をとり、集団デモ取締法によつて未だに干渉すべきではないと認められたことは、ちよほど破綻があるが、不十分であるとの限界であり、労働委員会の立場を失わしめることになり、政府が本原則としておるのであって、政府がみだりに干涉すべきではありません。しかし、国会の末期に、あわただしく、政府は治安対策として諸立法を強引に提案し来つたことは、ちよほど破綻があるが、不十分であるとの限界

であり、労働委員会の申請却下の権限は、中立で公正であるべき労働委員会が随所に行われ、完全なる適用がなされないときには、かような改正案を認めるとは、基準法の違反行為を助長する結果に終るであります。(拍手)

未成年者の坑内労働の問題に對しましては、労働大臣は、改正を正当化するため、ILO炭鉱委員会の決議またはイギリスにおける実施状況を報告されました。しかし、ILO炭鉱委員会の右の基準は、坑内の年少労働者の保護をいかにするかという観点から

なされたもので、すなはち最低年齢、職業補導、健康診断、夜間労働、休憩時間及び休暇、社会保障、監督制度、社会福祉、設備等十一項目の一つであるから、諸種の労働条件及び労働者の保護制度と相まって初めてその本来の

効果を及ぼす労働争議につき、これを年間問題を解決することができるのでございます。公企労法制定以来一番問題となり、その盲点といわれました仲裁裁判の効力、第十六條と第三十五條の関係、地方公企労法第十條の問題等は、争議権を持たない組合に対しても、当然仲裁裁判が両当事者を拘束し、政

府は、地方公企労法第十條の問題等をわしめることが当然であり、さように修正されるべきである。(拍手)罷業権の問題も、東京の地下鉄は争議権があるが、大阪の地下鉄にはないのでござります。都営のバスは争議権がないが、民営のバスはあるのでござます。都電はスト権がないが、私鉄はスト権があるのです。こうした矛盾を解決せずに、どうして労働階級の積極的な協力を得られるであります。(拍手)

そもそも労使関係の問題は、相互の矛盾を解決せずに、どうして労働階級の積極的な協力を得られるであります。(拍手)

次に、労働委員会の申請却下の権限によるところは、ちよほど破綻があるが、不十分であるとの限界であり、労働委員会の立場を失わしめることになり、政府が本原則としておるのであって、政府がみだりに干涉すべきではありません。しかし、国会の末期に、あわただしく、政府は治安対策として諸立法を強引に提案し来つたことは、ちよほど破綻があるが、不十分であるとの限界

であり、労働委員会の申請却下の権限は、中立で公正であるべき労働委員会が随所に行われ、完全なる適用がなされないときには、かような改正案を認めるとは、基準法の違反行為を助長する結果に終るであります。(拍手)

未成年者の坑内労働の問題に對しましては、労働大臣は、改正を正当化するため、ILO炭鉱委員会の決議またはイギリスにおける実施状況を報告されました。しかし、ILO炭鉱委員会の右の基準は、坑内の年少労働者の保護をいかにするかという観点から

なされたもので、すなはち最低年齢、職業補導、健康診断、夜間労働、休憩時間及び休暇、社会保障、監督制度、社会福祉、設備等十一項目の一つであるから、諸種の労働条件及び労働者の保護制度と相まって初めてその本来の

効果を及ぼす労働争議につき、これを年間問題を解決することができるのでございます。公企労法制定以来一番問題となり、その盲点といわれました仲裁裁判の効力、第十六條と第三十五條の関係、地方公企労法第十條の問題等は、争議権を持たない組合に対しても、当然仲裁裁判が両当事者を拘束し、政

職にたえないものがござります。(拍手)よつて、本條項の削除を強く要求するものである。

さらに、休業補償、労働災害補償の基礎をなす標準賃金の算出方法は、わが国現在の経済事情のもとにおいては当然スライドされるべきでございま

す。珪肺その他の職業病等により、二年、三年の長い療養の期間、数年前の平均賃金の百分の六十で、どうして最低の生活が守れるでありますよ。

あまりにも悲惨といわざるを得ません。さらに療養期間も三年を五年に延長し、職に倒れた人々を安んじて療養しないところであります。

最後に、講和後の日本の生きる道は、資源、資材なく、資金に乏しく、食糧に不足して、ただ一つ人口の多

い、労働力のみが再建の唯一の宝ではあります。その意味において、この労働大衆の協力を積極的に沸き立たせる労働政策こそが國を救う基本的なべきであります。その意味において、進歩的な労働法規の改正をなすべきにもかかわらず、政府原案のごとき、逆コース的な反動法規をもつて

しては、ますく労使間の対立を激化せしめ、治安上もかえつて憂慮される結果となり、わが国の経済と国民生活を貧困に押し詰めることになり、かくしては國家の前途まことに憂うべきものがあり、この意味において、わが党は政府原案を徹底的に修正しようとするものであり、各位の御賛成を求めて説明にかかる次第でござります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 青野武一君。

労働関係調整法等の一部を改正する法律案に対する修正案(青野武一君提出)

労働関係調整法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

労働関係調整法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八條の二の改正規定に関する部

第一條の一部を次のように修正する。

第十八條第五号中「運輸大臣」を部分を削る。

第十九條の改正規定に関する部

第二十一條の改正規定に関する部

第八條の二の改正規定に関する部

第一條の一部を次のように修正する。

第四章の次に次の二章を加える。

第三十七條の改正規定を次のように改める。

第三十七條 公益事業に関する事項

第三十七條の改正規定を次のように改める。

第三十七條の改正規定を次のように改める。

第三十九條の改正規定に関する部

第三十九條から第四十一

條までを次のようにより改める。及び

第三十九條の改正規定を削る。

第四十條の改正規定を次のよう

に改める。

第四十條及び第四十一條を次のよう

に改める。

第四十條 削除

第二條の一部を次のようにより改

正する。

第二條の改正規定に関する部

第二十二條の改正規定に関する部

第二十二條の改正規定に関する部

第二章 組合

第二章 組合

第二章 組合

第二章 組合

第二章の章名を次のようにより改め

第二章 組合

一 企業の経営及び業務の改善に関する事項

二 就業規則に関する事項

三 専従職員及び組合活動に関する事項

四 労働組合法第七條第一号に関する事項

五 労働組合法第七條第一号に関する事項

六 労働組合法第七條第一号に関する事項

七 労働組合法第七條第一号に関する事項

八 労働組合法第七條第一号に関する事項

九 労働組合法第七條第一号に関する事項

十 労働組合法第七條第一号に関する事項

十一 労働組合法第七條第一号に関する事項

十二 労働組合法第七條第一号に関する事項

十三 労働組合法第七條第一号に関する事項

十四 労働組合法第七條第一号に関する事項

十五 労働組合法第七條第一号に関する事項

十六 労働組合法第七條第一号に関する事項

6

五日以内に付議しなければならない。

第十條から第十六條までを次のよう改める。

第十條から第十六條までを削除。

第十六條及び第十七條の改正規定を次のよう改める。

第四章を次のよう改める。

第四章 削除

第十七條及び第十八條 削除

第五章の章名の改正規定中「あつ旋」を削除。

第十七條及び第十八條 削除

第三條の章名の改正規定中「あつ旋」を削除。

第三條の二及び第二十四條第五号、第二十四條の二及び第二十四條の三の改正規定に関する部分を次のように改める。

第二十條から第二十三條までを次のように改める。

第二十條から第二十三條まで 削除

第二十條から第二十三條までを次のように改める。

第三十四條 労働委員会は、左の（仲裁の開始）

各号の一に該当する場合に仲裁を行ふ。

一 関係当事者の双方から労働委員会に対して仲裁の申請がなされたとき。

二 労働協約に、労働委員会に仲裁の申請をする場合の定がある場合に、その定に基いて、関係当事者の双方又は一方から、労働委員会に対して仲裁の申請がなされたとき。

三 主務大臣が労働委員会に対して仲裁の請求をなし、労働委員会において過半数の委員が必要と認め、これを決議したとき。

三十五條を次のよう改めること。

三十九條の改正規定中「と、前二項中

十九條第一項及び第三十四條第五号を、及び第三十四條第三号」に

定を次のよう改める。

四十條第一項第一号の改正規

定を次のよう改める。

一 國家公務員法第三條第三項

から第五項まで、第十七條か

ら第二十條まで、第二十二

條、第二十三條、第二十八條

第一項後段及び同條第一項、

第一項後段及び同條第一項、

第二十九條から第三十二條ま

で、第三十三條第四項、第三

三條第一項但書、第五十五

條第三項、第六十一條から第

七十條まで、第七十三條、第

七十四條第二項、第八十六條

から第八十八條まで、第九十

六條第二項、第九十八條（第

一項及び第四項を除く）、第

百一條第三項、第一百一條、第

百六條並びに附則第十六條の

規定

附則第十七項から附則第二十二

項までを削る。

附則第二十三項を附則第十三項

とし、附則第二十四項を附則第十一項とする。

附則第十一日」とあり、附則第十三項中

「八月二十日」並びに「と読み替

え、附則第十二項及び附則第十三

項中「昭和二十七年」とあるのは、附

この法律の施行後」とあるのは、「附則第一項但書の日以後」と「附則第一項但書の日以後」とある、「附則第十二項中「七月三

とあり、附則第十二項及び附則第十三

項中「昭和二十七年」とあるのは、「附

り、同項を附則第十二項とする。

十二の三 労働委員会に対する調停又は仲裁の請求に関する

こと。

附則第二十七項を附則第十七項

とし、以下附則第二十九項まで十

項ずつ繰り上げ、附則第三十項を

附則第二十項」とし、同項中

附則第二十七項を附則第十七項

とし、以下附則第二十九項まで十

項ずつ繰り上げ、附則第三十項を

附則第二十項」とし、同項中

附則第三十一項を次のよう改

める。

第四十一條の改正規定を削る。

第三條の一部を次のよう修正

する。

第十五條の改正規定の次に次の

よに加える。

第十九條第六項中「各七人」を

「各十人」に改める。

第十九條の新第二十一項改正規

定中「各七人」を「各十人」に改

める。

附則第二十五項中「公共企業体等仲裁委員会」を削り、同項を附

則第二十六項を附則第十六項

とし、同項中第六條第十二号の三

の改正規定を次のよう改める。

第六條第十二号の三を次のよう改める。

附則第二十五項を附則第十六項

とし、以下附則第二十九項まで十

項ずつ繰り上げ、附則第三十項を

附則第二十項」とし、同項中

附則第三十二項を附則第二十二

項とし、同項中第四條第十五号の

二の改正規定に関する部分を削

る。

同項中の第四條第十七号及び第

十九号の改正規定中「公共企業体

等調停委員会」及び「公共企業体等

仲裁委員会」を「労働委員会」に改

める。

同項中「第十八号及び」を削り、

第四條第十七号の改正規定の次に

次のように加える。

第四條第十八号を次のよう改

める。

第三十八條 削除

を請求すること。

三 労働委員会に対する調停の

請求に関すること。

四 削除

同項中「公共企業体等仲裁委

員会及び公共企業体等調停委員会を創り、

「公共企業体等仲裁委員会」に改め、「を「創り、」に改め、同條第三項中以下を「同條第三項及び第四項を創る。」に改める。

附則第三十三項を附則第二十三項とする。

附則第三十三項を附則第二十三項とする。

労働基準法の一部を改正する法律案に対する修正案 (青野武一君提出)

地方公営企業労働関係法の一部を次のように修正する。

第四條中「(第七條第一号但書、第八條及び第十九條の規定を除く。)」及び「(第九條、第十八條、第二十六條第四項、第三十條及び第三十五條の二から第四十條までの規定を除く。)」を削る。

第十條を次のようにより改める。

二から第十四條までの規定を除く。」を削る。

第六條を次のようにより改める。

(專從職員)

第五條 地方公営企業とその組合との間の協議で定める被の職員は、組合の役員としてもつぱら組合の事務に従事することができる。この下に並びに福利厚生を加え、同様に第一号を第三号とし、以下順次

二号づつ繰り下げ、第一号、第二号、第八号及び第九号として、それぞれ次のように加える。

一 企業の経営及び業務の改善に関する事項

第七條第一項第三号中「災害補償」の下に並びに福利厚生を加え、同様に第一号を第三号とし、以下順次

二号づつ繰り下げ、第一号、第二号、第八号及び第九号として、それぞれ次のように加える。

二 就業規則に関する事項

第七條第一項第三号中「災害補償」の下に並びに福利厚生を加え、同様に第一号を第三号とし、以下順次

二号づつ繰り下げ、第一号、第二号、第八号及び第九号として、それぞれ次のように加える。

三 就業規則に関する事項

第七條第一項第三号中「災害補償」の下に並びに福利厚生を加え、同様に第一号を第三号とし、以下順次

二号づつ繰り下げ、第一号、第二号、第八号及び第九号として、それぞれ次のように加える。

四 就業規則に関する事項

第七條第一項第三号中「災害補償」の下に並びに福利厚生を加え、同様に第一号を第三号とし、以下順次

二号づつ繰り下げ、第一号、第二号、第八号及び第九号として、それぞれ次のように加える。

に關し労働協約を締結することができる。

同條を第六條とし、以下第九條まで一條ずつ繰り上げる。

(予算上資金上不可能な支出を内容とする協定)

第九條 地方公営企業の予算上又は資金上、直ちに資金を支出するとの不可能な内容の労働協約については、当該地方公共団体の議会によつて所定の措置がなされるまでは、その履行が猶予される。

前項の労働協約が締結されたときは、当該地方公共団体の長は、その締結後十日以内に、必要な予算を附して当該地方公共団体の議会に付議しなければならない。但し、当該地方公共団体の議会が閉会中のときは、議会召集後五日以内に付議しなければならない。

第一條及び第十二條を削り、第十三條を第十條とする。

第十四條及び第十五條を削る。

第十六條を第十一條とし、同條

中「第八條」を「第七條」に、「第九條」を「第八條」に、「第十條」を「第九條」に改める。

第十七條を第十二條とする。

附則第五項中第四條第十九号の二の規定はこの法律の施行の際現に規定する雇用條件に関する事項

同條第一項及び第二項中各号を除く部分を次のようにより改める。

地方公営企業及びその組合は企

業の經營の改善及び職員の労働條件の維持改善その他職員の経済的地位の向上を図るために、左に掲げる事項を団体交渉の対象とし、これ

法(昭和二十七年法律第号)

の施行に關すること。

○青野武一君 私は、日本社会党第二十三控室、労働者農民党並びに社会民主党中央その他の議員諸君を代表いたしまして、だいま議題になりました、内閣提出の労働関係調整法等の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案に対する御説明を試みんとするものでござります。

修正案の趣旨を御説明申し上げます

ある。陸海空軍は完全に解体された。治安維持法、特高警察がなくなりて、しかも戦争の先頭に立つて国民を太平洋戦争にかり立てました。いわゆる

当時の権力を持つ諸君は、多数の人々が追放されたのであります。日本帝国主義において指導的役割を演じました人々が、政界から、官界、教育界、言論界、軍部、上層部等の舞台から一掃されました。財閥解体、独占禁止、経済力の集中排除の方針がとられ、日本資本主義の支配力であった独占資本が分断されるやに見えるところまで追い込まれたことは事実であります。しか

め、労働者階級は占領政策によって解放され、いわゆる労働三法によつて利益と権利が保障されたのでございま

す。日本は手によつて民主化をしようとしたが、連合軍の上頭が予期に反して長引くとともに、米ソの対立がすれば數十年かかるものが連合國の手によつてなされたということは事実であります。連合軍の上頭が予期にあります。連合軍の上頭が予期に反して長引くとともに、米ソの対立が

すれば數十年かかるものが連合國の手によつてなされたといふことは事実であります。連合軍の上頭が予期に反して長引くとともに、米ソの対立が

資本主義を戦前の状態に復元しようという意欲を持つようになり、またそれを可能ならしめる客観的条件にも恵まれるようになつて来たのであります。こうして、政府及び資本階級による敗戦後の諸改革の底止あるいは骨抜き等が次々と開始され、拍車をかけられるようになつて来たのであります。こういう傾向は、一昨年の六月から始まつた朝鮮戦争及びサンフランシスコ会議を経てます／＼強化され、敗戦後の日本民主化の一連の重要な政策が次のように変化して参つたことは、驚くべきものがあります。

形式的には、主權在民と完全な普通選挙はなお確保されておりますが、しかし一方では、破壊活動防止法、近く提出されるとしておりますネスト禁止法、言論、集会の取締り、こういう反動立法の制定が企図されておりまして、東大事件、早大に対する警察官の実力行使、愛知大学事件は一体何を物語つておるか。警察官に対してこそ破壊活動防止法を適用せなければならぬような事態に直面しております。軍が警察予備隊、海上保安隊等の形で復活しつつあることは、これも事実であります。さらに平和憲法を改悪しようとする陰謀さて伝わつておるのであります。（拍手）治安維持法にかかるべき一連の反動立法の制定、特高警察における特務局制度の拡充、戦争中の旧政界、右翼団体の大半から旧現役の中堅軍人までも大幅に追放を解除され、しかもその多くが社会の重要な地位に復活しつつあることも事実である。（拍手）予備隊の幹部として旧軍人が次々に採用せられておることは、一体何を物語つておるか。財閥解体は有

名無実となり、金融資本が着々と強化されつてある現状は、世界周知の事実であります。労働法規の改悪その他によつて、労働階級が多くの点で抱束せられるようになつて参りました。

今回の労働関係法規の改正も、ただいま私が述べました国際的、国内的情勢の中から、猛烈に大きな力を刺激せられて、必然的に計画的にこれが産物となつて、われ／＼の前に本案の形で出で参つたのであります。（拍手）私は、こういふ觀点に立つて、本修正案の趣旨説明をする社会党の基本的態度を簡単に御説明申し上げました。

次に修正案を説明いたしますが、その概要を簡単に申し上げる。二十分の限られた時間では、全部具体的に趣旨を説明することは不可能であります。

（拍手）私は、第三十一条であります。第八條の二、特別調整委員の設置や、三十九條、四十條の罰則を削除いたしま

す。二、公益事業の争議冷却期間を廃止して、七日間の予告期間を設ける。

これは第三十一条であります。三、調停申請の労働委員会による却下制度は削除して、十八條は現行法通りとする。

四、第二十一條の調停委員九名、任期一年等の規定は削除して、現行法通りとする。

公共企業体労働関係法は、原則的に労組法を適用すべきであることは、われ／＼は常に主張して参りましたが、私はこの原則の上に立つて政府原案を修正したいと思います。一、職員の団結権については、現行法のごとき組合非加入を暗に獎勵するがござります。これは改進党の修正案、右派社会あいまいな表現を改めて、明文化した

が、労働基準法につきましては、第十七条の二項を削除して現行通りとす

る場合にのみ禁止するべきである。第二十条の二項を削除して現行通りとす

る。炭鉱において、技能者養成規定に等と組合の協議によつて定めること。

第三十二条の二、八条の新設によります。一、企業の經營並びに業務改善等と組合の協議によつて定めること。

第三十三条は、現行法のことき職員組合的な嚴重な制限を緩和することになります。三、団体交渉の範囲について次の事項を加えます。

一、企業の經營並びに業務改善等と組合活動に關する事項であります。

四、交渉単位及び交渉委員制度の運営に関する事項、二、就業規則、三、シヨップ約款に関する事項、四、専従職員及び組合活動に關する事項であります。

五、争議行為禁止條項を削除して、労働法上の公益事業扱いとする。六、仲裁裁定は労働協定と同一の効力を有し、政府の履行する義務については、法規裁量である旨を明記する。（拍手）七、仲裁並びに調停委員会を廃止し、労働委員会の管轄とする。

八、不当労働行為の救済措置を講ずる。これは労組法二十七條、二十八條を削除して、第七條の團体交渉権の範囲を拡大する。八条の三項に追記するのであります。

次に労働組合法について二点。第一は、労働協約に關する規定に、社名変更、合併により協約の効力は失われないことを明記する。これは労働組合法第十五条の三項に追記するのであります。第二は、労働委員会を擴充する。

これは中央労働委員会九十名、公共企業体等仲裁委員会が十六名、公共企

業体等仲裁委員会の委員百一名、合計二百七名、これを廢止いたしまして全部

一本化するために、中央労働委員会を拡充するという修正案であります。

第四は労働基準法についてであります。これは改進党の修正案、右派社会

あいまいな表現を改めて、明文化した

議論に對し事實上の禁止法であり、政府が争議に介入することになり、改正案といふよりも、むしろこれは改悪であるということは、全國の労働組合の主張しておるところであります。（拍手）

一九四六年十二月六日に極東委員会において決定された日本の労働組合に

等と組合の協議によつて定めること。

三、団体交渉権の範囲について次の事項を加えます。

一、企業の經營並びに業務改善等と組合活動に關する事項であります。

四、交渉単位及び交渉委員制度の運営に関する事項、二、就業規則、三、シヨップ約款に関する事項、四、専従職員及び組合活動に關する事項であります。

五、争議行為禁止條項を削除して、現行法通りとす

る。八条の二項を削除して現行通りとす

る。炭鉱において、技能者養成規定に

合の争議全部が、この連合軍の方針に

よつて禁止されたのです。しかし、占領目的でさへも方やむを得ないときのみ禁止するということが書いてある。

この占領下六年八箇月間に、労働組合の争議全部が、この連合軍の方針に

よつて禁止されたのです。しかし、占領目的でさへも方やむを得ないときのみ禁止するということが書いてある。

この占領下六年八箇月間に、労働組合の争議全部が、この連合軍の方針に

よつて禁止されたのです。しかし、占領目的でさへも方やむを得ないときのみ禁止するとい

うことがあります。占領大臣は、緊急調整の決定をなしたときは、直ちに、その旨を、公表するとともに、中央労働委員会及び

関係当事者に通知しなければならない。なお「船員法の適用を受ける船員に關しては、船員中央労働委員会」と

括弧の中に書いてござります。この緊急調整は、この労働法の改正内容にお

いて重要な点であります。これは争

舶、電気産業、民間の交通機関その他の争議に對して、生殺與奪の強権を握る労働大臣は、まさに労働争議に關する限り、第二のマッカーサーの立場をとるものであります。(拍手)形式的ではあつても、講和條約発効は去る四月二十八日午後十時三十分であつたはずであります。引続いての占領政策に類似する強権發動は、いたずらに政府と労働組合の対立を惹起し、紛争を繰返すのみで、關係労組の受ける不利益は甚大であると私は考える。

平和條約が発効いたしました今日は、占領政策をあらためて検討する段階に立つております。私は、憲法二十五條の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」この條章の基礎の上に立つて第二十八條がつくられたと信じております。「労働者の团结する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、この占領政策のもとに日本が置かれておる。」
この憲法の精神に對しては、立脚し、同時に、労働者の基本的人權的、反動労働者の政府の原案に對しては、絶対にわれ／＼は反対せざるを得ないのであります。(拍手)

なお特別調整委員を置くことは、屋上臺を架することになり、機構をいたずらに複雑にするもので、むしろ労働委員会の委員を増員すべきであると思ひます。従つて、この第八條の二是削除する。また第三十九條、第四十條の罰則規定において、団体処罰を個人处罚にしたことは、労組指導者に対する一種の撃滅的圧迫の意図が含まれておられます。(拍手)個人の罰金規定は無用

の長物であるから、これを削除する。

第二点として、第三十七條の公益事

業の争議冷却期間三十日間を十五日に改訂しておりますが、これは今までの

争議の実態を検討して見れば、三十日が十五日になつても、ほとんど効果はございません。わが党の修正は、この

冷却期間を廃止して、そのかわりに七日間の予告期間を設けることにしたのであります。

第三点として、第十八條は現行法通り目を削除して、第十八條の追加二項とする「申請をなした關係当事者による事件の自主的な解決のための努力が著しく不十分であると認めたときは、その申請を却下することができる。前項の規定により調停の申請が却下されたときは、第三十七條の規定の適用については、申請がなされなかつたものとみなす。」と書いてございますが、これは非常に危険性が伏在しております。

財閥は名目上解体しましたが、しかし日本資本主義の根幹をなす金融資本は、ただ名前が変つただけで、何等の打撃を受けなかつた。これらを軸に立て立ち直つて来た産業資本家群は、初期占領政策と労働階級の攻勢の苦い経験にかんがみ、その巨大なる資本を中心にして、反動的な戦前の支配権確立のために、労働組合に対し、労働三

法によるその利益と権利を極度に制限しようとするのだが、今回の労働法改悪は、例外はありませんが、全面的には、となつて現れたのである。(拍手)自主的解決のための使用者側の努力などは、ほとんどどうう資本家の諸君には大きな期待が持てないのでございまして、解決のための努力不十分と認めて、その申請を却下する労働委員会と労組との申請を主張するのでござります。(拍手)

の無用の対立を激化せしむることは、いかなる角度より検討するも納得することができないのであります。労働委員会本来の使命たるあつせん、調停、仲裁をもつて、労働関係についてはあくまでも公平であるべき労働委員会を紛争の渦中に巻き込むもので、断じて私どもは容認することができません。

あります。これは削除して、第十八條は現行法通りとすることを主張するのであります。

次は、公共企業体労働関係法の一部を修正せんとするものであります。先ほど申しましたように、わが……。ほども申しましたように、わが……。○副議長(岩本信行君) 青野君に申し上げますが、申合せの時間が参りましたから、簡潔に結論をお願いいたします。

○青野武一君(統) わが党は、先ほども申しましたように、原則的には労働三法を適用すべきであるということを強く主張しておりますが、この原則の上に立脚して政府の原案を修正するものであります。

この公共企業体労働関係法は、御承知の通り、昭和二十三年七月二十二日、マッカーサー元帥の書簡に基いて、二十四年六月一日に施行されたのであります。これはまさに日本の労働組合の兩足を縛り、両手をうしろに縛つた一つの制度であります。しかも組合員の諸君に対しまして、より一層日本の労働組合とわれ／＼とが協力して、この反動政党である自由党並びに吉田内閣を打倒し、日本を再軍備の危機から救い、国民生活の安定と向上に努めるがためにこの修正案を出したのであります。(拍手)

○船越弘君(統) これより討論に入ります。船越弘君答弁

して、たゞいま議題となりました労働関係調整法の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法案、以上三案に関する野党各派三修正案に絶対反対、原案に賛成の趣旨を申し述べます。

その他、先ほど概略を申し述べましたので、多くを申し上げる必要はないと思いますが、要するに……(時間がないぞ)と呼ぶ者あり)たくさんあるんです。済みませんが……。ところが、今度出ました労調法等の改正案の中で、結局緊急調整権を労働大臣が握るといふことは、まさに遠東半島を還付さして満州を強奪した行き方に違つた筆法であります。私は、これによつて日本の労働組合と政府が大きな対立抗争を巻き起して行くことを予想いたしますすると、今の自由党の諸君が中心になつて、日本の労働組合を敵視し、これらの諸君を圧迫するがために幾多の取締り法案をつくり出すといふ行き方に対しても絶対に反対をするものでございます。(拍手)

私は、最後に、今行われんとしてお

りますが、日本を戦争に引込むために再軍備し、日本を戦争に引込むために幾多の取締り法案を出して来る政府並びに自由党に対しても、みずから最低生活権を守るために、日本の労働組合が国民にかわつて政治的ストをやろうとするところで、断じて私どもは支持せざるを得ないのであります。(拍手)

○船越弘君(統) 顧みますのに、昭和二十四年五月、本院におきまして労働組合法、労調法の一部改正法律案が上程されましたときに、野党の諸君は当時

何と言つたか。労働法規の改悪だと言つた。彈圧法規であると言つた。労働者を奴隸と貧困に追い込み、ひいては

入七三

國民經濟を破壊するものであると、諸君は反対をいたしました。ところが、事実はどういう情勢になつて來たか。私がここで喋るまでもなく、鉄工業の生産指数は、當時の昭和二十四年三月が、昭和九年十一月を基準年次といつてみると、七四・五%、二十五年三月が八五・八%、二十六年三月が一一九・二%であり、本年の二月は一二九・二%と、非常な上昇率を示している。労働者の名目賃金はどうなつてじるか。二十四年が一四八・五%，二十五年が一八〇・五%，二十六年度が二三一・四%，二十七年一月が二六二・九%，また実質賃金も同様な上昇率を示しております。昭和二十四年と比較いたしますと、実質賃金におきましては五二%という非常なる上昇率を示している。この実情こそは、この数字こそは、明らかにわが自由党の労働政策の成功を物語つてゐる。わが自由党が国民大衆のためにいかに善政を施したかといふことを雄弁に物語つてゐる。(拍手)爾来三年を経過いたしました今日だいま、性懲りもなく、再び三年前に繰返しましたところの古めかしい論理と方法とをもなないのであります。(拍手)憲法第二十八條により保障せられましたのであります。このうえで申さざるを得ないのです。(拍手)笑止千万の限りでありますと申さざるを得ないのであります。

まず第一は、労調法三十五條の二の緊急調整であります。この緊急調整は、公益事業に関する労働争議、またはその規模が大きいため、もしくは特別の性質の事業に関するものであるため、公益に著しい障害を及ぼす労働争議につき、これを放置いたしておきますと国民生活に重大なる障害を及ぼすような場合に初めて労働大臣が発動いたしますので、「さ」しまして、これはひとえに国民生活、公共の福祉の安全をはかるうとするものでござります。しかしながら、その決定後の措置は、権威あり、公正なる中央労働委員会に一切をあげておきまして制度にわたつて責任ある内閣を組織いたしました。自由党、ますますやうとするものでござります。したがふるに、社会党兩派の修正案は、この責任ある内閣を組織しようとする確信と熱情を持つておる自由党といたしましては、かかる事態を招來いたしました。たときに、絶対にこれを挙手傍観して放任することはできません。かかる結果からいたしまして、この緊急調整の削除といふことにつきましては、われわれ自由党は、遺憾ながら絶対に反対せざるを得ないのであります。

原案は、冷却期間の設定はいたしておきましても決して龍業権を禁止いたしておらないことは、労働法規の創見である。だから、この緊急調整を削除いたしまして、現行法第十九條第五号を改正することによつて糊塗せんとするものであります。が、かかる重大事案が中央労働委員会の單なる調停によつてのみ解決され得るやいなや、疑問なきを得ないのみならず、緊急調整のあらゆる手段、すなわち調停を除くあつせん、仲裁、実情調査、勧告の方法がないことは、原業組織の現業職員、すなわち郵政、印刷、造幣、營林、アルコール専売等の営業労働関係法案であります。わが國が独立をしまじたのを機会に、前者は、國家公務員であつても、統一的企业組織の現業職員、すなわち郵政、印刷、造幣、營林、アルコール専売等の現業職員に団体交渉権を與えるものであります。その数は五十三万に及びます。後者は、政令第二百一号により団体交渉を許されていなかつた地方公務員のうち、公営企業に従事するものについて、現業国家公務員に対する同様の誤りと申すことがあります。

て参りましたところの一、三點を取上げまして、修正案に反対の論証を試みたいと思つものであります。まず第一は、労調法三十五條の二の緊急調整であります。この緊急調整は、公益事業に関する労働争議、またはその規模が大きいため、もしくは特別の性質の事業に関するものであるため、公益に著しい障害を及ぼす労働争議につき、これを放置いたしておきますと国民生活に重大なる障害を及ぼすような場合に初めて労働大臣が発動いたしますので、「さ」しまして、これはひとえに国民生活、公共の福祉の安全をはかるうとするものでござります。しかしながら、その決定後の措置は、権威あり、公正なる中央労働委員会に一切をあげておきまして制度にわたつて責任ある内閣を組織いたしました。自由党、ますますやうとするものでござります。したがふるに、社会党兩派の修正案は、この責任ある内閣を組織しようとする確信と熱情を持つておる自由党といたしましては、かかる事態を招來いたしました。たときに、絶対にこれを挙手傍観して放任することはできません。かかる結果からいたしまして、この緊急調整の削除といふことにつきましては、われわれ自由党は、遺憾ながら絶対に反対せざるを得ないのであります。

原案は、冷却期間の設定はいたしておきましても決して龍業権を禁止いたしておらないことは、労働法規の創見である。だから、この緊急調整を削除いたしまして、現行法第十九條第五号を改正することによつて糊塗せんとするものであります。が、かかる重大事案が中央労働委員会の單なる調停によつてのみ解決され得るやいなや、疑問なきを得ないのみならず、緊急調整のあらゆる手段、すなわち調停を除くあつせん、仲裁、実情調査、勧告の方法がないことは、原業組織の現業職員、すなわち郵政、印刷、造幣、營林、アルコール専売等の現業職員に団体交渉権を與えるものであります。その数は五十三万に及びます。後者は、政令第二百一号により団体交渉を許されていなかつた地方公務員のうち、公営企業に従事するものについて、現業国家公務員に対する同様の誤りと申すことがあります。

山内閣を組織せられましたところの社員とか、あるいは、まだかつて経験もなく、将来永久に政権にありつけます。改進党でなくして、私は——死虎を捕かんとしてねこを捕き得ず、死んだねずみを捕いたと同断であります。改進党でなくして、私は——あります。憲法、國家公務員法、地方公務員法をいまさら私が持ち出すまであります。憲法、國家公務員法、地方公務員法をいまさら私が持ち出すまでもないと、そこあります。(拍手)

山内閣を組織せられましたところの社員とか、あるいは、いまだかつて経験もなく、将来永久に政権にありつけます。改進党でなくして、私は——死虎を捕かんとしてねこを捕き得ず、死んだねずみを捕いたと同断であります。改進党でなくして、私は——あります。憲法、國家公務員法、地方公務員法をいまさら私が持ち出すまでもないと、そこあります。(拍手)

山内閣を組織せられましたところの社員とか、あるいは、まだかつて経験もなく、将来永久に政権にありつけます。改進党でなくして、私は——死虎を捕かんとしてねこを捕き得ず、死んだねずみを捕いたと同断であります。改進党でなくして、私は——あります。憲法、國家公務員法、地方公務員法をいまさら私が持ち出すまでもないと、そこあります。(拍手)

山内閣を組織せられましたところの社員とか、あるいは、まだかつて経験もなく、将来永久に政権にありつけます。改進党でなくして、私は——死虎を捕かんとしてねこを捕き得ず、死んだねずみを捕いたと同断であります。改進党でなくして、私は——あります。憲法、國家公務員法、地方公務員法をいまさら私が持ち出すまでもないと、そこあります。(拍手)

山内閣を組織せられましたところの社員とか、あるいは、まだかつて経験もなく、将来永久に政権にありつけます。改進党でなくして、私は——死虎を捕かんとしてねこを捕き得ず、死んだねずみを捕いたと同断であります。改進党でなくして、私は——あります。憲法、國家公務員法、地方公務員法をいまさら私が持ち出すまでもないと、そこあります。(拍手)

山内閣を組織せられましたところの社員とか、あるいは、まだかつて経験もなく、将来永久に政権にありつけます。改進党でなくして、私は——死虎を捕かんとしてねこを捕き得ず、死んだねずみを捕いたと同断であります。改進党でなくして、私は——あります。憲法、國家公務員法、地方公務員法をいまさら私が持ち出すまでもないと、そこあります。(拍手)

山内閣を組織せられましたところの社員とか、あるいは、まだかつて経験もなく、将来永久に政権にありつけます。改進党でなくして、私は——死虎を捕かんとしてねこを捕き得ず、死んだねずみを捕いたと同断であります。改進党でなくして、私は——あります。憲法、國家公務員法、地方公務員法をいまさら私が持ち出すまでもないと、そこあります。(拍手)

山内閣を組織せられましたところの社員とか、あるいは、まだかつて経験もなく、将来永久に政権にありつけます。改進党でなくして、私は——死虎を捕かんとしてねこを捕き得ず、死んだねずみを捕いたと同断であります。改進党でなくして、私は——あります。憲法、國家公務員法、地方公務員法をいまさら私が持ち出すまでもないと、そこあります。(拍手)

山内閣を組織せられましたところの社員とか、あるいは、まだかつて経験もなく、将来永久に政権にありつけます。改進党でなくして、私は——死虎を捕かんとしてねこを捕き得ず、死んだねずみを捕いたと同断であります。改進党でなくして、私は——あります。憲法、國家公務員法、地方公務員法をいまさら私が持ち出すまでもないと、そこあります。(拍手)

官報(号外)

11

ら、私は二、三労働大臣に希望を申し述べておきたいと思います。第一に、緊急調整は、その明文の表示ごとく、真に緊急やむを得ざる場合のみに発動すべきであつて、いやしくもこれを濫用し、争議権の制限にならざるよう慎重を期せられたい。第二は、地方公務員法第二十一條に掲げる單純労務については、少くとも縦割現業について団体交渉権を認めるよう、近き将来において特別の立法措置を講じていただきたい。第三は、珪肺病等悲惨なる職業病について、その打切補償の期間を延長する等、近き将来において改善の方途を講ぜられたい。最後に第四点は、ゼネスト禁止法案は、終戦直後の労働運動の状況よりいたしますれば、その必要なしといたしませんけれども、近時ようやく日本の労働組合も健全化に向わんとしつつある際でありますから、今後の組合の動向を十分見きわめて、慎重なる態度をとつていただきたいと思うのであります。

最後に、私は心ある労働者諸君にあえて訴えたいのであります。その第一は、労使紛争の場合、国民大衆の支持があつてこそ初めて勝利を獲得するものでありまして、公共の福祉のもとにおいてこそ諸君の生活向上があるのであり、第二は、政府や官憲の一方的不当な彈圧により諸君の基本権を抹殺されることとは不可能であつて、むしろ諸君の指導的立場にある一部暴力主義的過激分子による争議権、自由権の濫用によつてこそ諸君の自由権が剝奪されるであろうことを私は申し述べまして、私の討議にかえたいたと思うのであります。(拍手)

○副議長(若本信行君) ちょっとと船越君に申し上げますが、先ほどの船越君の御發言中、改進党を——と申されることは不適当と思いますが、お取消しになりますか。

○船越弘君 取消します。

○副議長(若本信行君) その点は船越君において取消されました。

船越修君

〔船越修君登壇〕

○船越修君 私は、改進党を代表いたしまして、去る二十四日、本議場におきまして、わが黨の森山鉄司氏が修正案を詳細に説明しましたが、その修正案に賛意を表し、不合理、欠点の多い政府原案に対しましては断固反対をいたすものであります。(拍手) 反対の理由を申し述べます。

まず第一に、労働関係調整法の一部改正案につきまして、政府原案の最も不当なる点は、その第四章の二、第三十五條の二に掲げるところの緊急調整、労働大臣の職権に基く緊急調整権である。これはよろしく削除して、現行法通りにすべきものと考えるのであります。元来、今回の政府原案には、そもそも独立後のわが國労働法上の諸問題を根本的に解決する態度が全然見られないのです。今回の改正の目的は、独立後のわが國経済の自立態勢における労使関係の安定にあります。今回の改正案では、國民生活上重大な支障があります。労闘第三波ストというが、おける労働運動を著しく激化し、労使の対立を激化して、経済を不安定に追いついておそれがあるからであります。労使大臣に対する懲罰を発動する場合に限つて労働大臣の強制調整権が発動されるのだから心配

元來、緊急調整権のことき、争議権のはなはだしい制限を設けることは、その濫用のおそれが十分あるのです。これを濫用するにおきましては、労働者に対する弱者の保護立法たる労働法の基本線を崩壊いたしまして、憲法第二十八條の労働者の基本的人権の保障を空文ならしめるおそれがあるわけあります。木村法務総裁は、しばしばゼネスト禁止法の制定さへ口にいたしておりますが、われ／＼をして言わしめるならば、憲法の基本権の制限に関する法律をやつさばやに制定して行かなければ現状の治まりがつかないほど社会不安を惹起したところに、現内閣の施政一般の敗北があるのであります。(拍手)

政府の提案理由並びに自由党の原案に賛成理由におきましては、しば／＼公共の福祉といふことが口にされましめた。公共の福祉といふ憲法の文言は、法理論的な概念規定を厳格にすることではありません。これはよく理解して、現行法でも自分に都合のよい方に、行政でも立派でも持つて行くことができる。しかし、困難な問題であります。従つて、権力者がこれを悪用すれば、幾らでも自分に都合のよい方に、行政でも立派でも持つて行くことができる。そこで、労働組合は第三波ストでもつてこれに抗議しようとしておられます。現内閣は、いかに自分を弁護いたしましても反動的であります。公共の福祉を守るといふ口実で、その実は国民生活の安定向上に失敗した四年間のみずから貧困な政策を立て、これを踏みにじつて参りましたことは、政府及び與党的法律違反であります。法律違反でありますから、国有鉄道からの提訴に基き、地方裁判所の判決はすでに下つておる。政府のやり方は違法であるといふ判決が下つておるのだ。しかるに、今回の政府原案には、この点についてまだ反省がない。性徳りもなく、従来のやり方を押し通さんとしておるところに、われ／＼の強制決定は、それで下つておる。政府のやり方は違法であるといふ判決が下つておるのだ。しかるに、今回の政府原案には、この点についてまだ反省がない。

第三は、今回の改正案は一連の労働立法であります。しかし、それは労調法、労働基準法、地方公営企業労働関係法といふ別個な法律であります。その別々な法律を、これを一括して論ずることがそり／＼無理であるのに、その裏には、きわめて惡意なかけひきがある。労働法の一部改正には、郵政事業以下五つの政府企業を公企労法第二條の公共企業に加えまして、こ

さうに労働基準法の改悪について
は、婦女子の深夜業及び休日労働、また坑内労働十八才を十六才に引下げんとするがごときは、かつての戦前における労働者奴隸化への逆行であります。
ささらにこの労働関係法改悪に至る一連の労働対策は、現政府並びに自由党の諸君が既定少数資本家の走狗たる本質を暴露したものであり、善良なる国民を炭炭の苦しみに追いやります。まことに國民思想と生活を混乱するものであるといわなければなりません。(拍手)
私は、この際、政府並びに自由党の諸君に、労働法はいかにあるべきかを再認識していただきたいと存します。いふまでもなく、労働法は、憲法の命ずることにより、労働者に自由を與え、その自主的組織と行動とを通じて生活と地位の向上をはかり、その基本権を確立保証すべきが根本精神であります。今や、わが国の労働運動が、一部少数特定分子を除けば、すべて合法的健全性を確立しつつある現段階において、深くこれを認識すべきであることを認めます。これが日本民主化の推進となり、労働者の地位と生活の向上が同時に真の平和への道であることを確認しなければなりません。

(拍手)従つて、私は、はげしい資本家の反動攻勢にさおさして、再び戦前のごときは断じてとるべきではないと信じます。(拍手)

吉田内閣が、本案のごとき法案を提案し、強引に押し通さんとするは、まことに時代進行のはなだしく、全労大衆

とするとがごときは、かつての戦前に過激の破防法、集團示威運動取締法、さらにこの労働関係法改悪に至る一連の労働対策は、現政府並びに自由党の諸君が既定少数資本家の走狗たる本質を暴露したものであり、善良なる国民を炭炭の苦しみに追いやります。まことに國民思想と生活を混乱するものであるといわなければなりません。(拍手)

私は、この際、政府並びに自由党の諸君に、労働法はいかにあるべきかを再認識していただきたいと存します。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 柄澤幸子君。
【柄澤幸子君登壇】

日本共産党は、たゞいま上程になりました三法案の原案並びに各党各派の修正案に対し反対するものでござります。日本共産党は、さきに出されました破壊活動防止法案並びに刑事特別法等とともに、明らかに日本民衆を奴隸化する戦時立法である理由をあげまして、このよくな彈圧法案には絶対に反対するものでござります。(拍手)

第一に、今次改悪の骨であります労調法の第三十五條の二項、緊急調整についてでございますが、公益事業関係または大規模の産業もしくは特別の性質の事業の労働争議であると、労働大臣の判定だけで、全産業の労働者の争議を緊急調整の対象にし得るよう範囲を非常に拡大し、事実上ストライキ禁止をねらつてゐるのがこの法案の骨子でございます。労働者のストライキと宣言しました。そして、日本の労働者が日本は米英につぐ帝国になつたところであることを明確にしたるべく、私は、はげしい資本家の反動攻勢にさおさして、再び戦前のごときは断じてとるべきではないと信じます。(拍手)

吉田内閣が、本案のごとき法案を提

出でしよろかにアメリカの進駐と同時

にアジア侵略の大方針にかわり、労働

交戦国であつた中ソを再び敵として、

永久に、無制限に日本に駐留するこ

とに至りました。この日本の実情を、労働

者のストライキを含む実力こそが、た

たきつぶすことを最もよく知つてゐる

からであります。あの四月十八日、炭鉱がとまり、私鉄がとまつたときに、

この偉大な労働者の政治ストライキを

見て、政府は今さら日本の支配者の無

力と思い知つたのであります。(拍手)

労働者は、今日までの血のにじむよ

うな首切り反対や、賃金値上げの生活

を守る闘いが、占領軍の名によつてた

びたび弾圧されて來たことを、身をも

つて知つております。占領政策違反と

あることも知つて來たのであります。

アメリカ駐留軍と日本政府が一番恐

れてゐることは、サンフランシスコで

結ばれた二つの條約と、それに伴う行

政協定の内容が急速に具体化して、日

本国民の間にまき起つてゐる不平不満

が民族的怒りとなつて爆発することで

あります。

両條約と行政協定に反対する労働者

の闘いは、労働者ののみでなく、あらゆる階層の中から、燎原の火のように燃え広がる條件があります。政府にいわ

せると、この中心になつて闘う実力を

持つ組織労働者が暴徒なのであります。

すなわち、労働者がゼネストをや

つて、朝鮮向けや人殺しの特需向けの増

産導入引下げを要求し、労働強化に反

対するのを恐れておるのであります。

たつたくその一例にしかすぎません。

が、全員一致して教育費国庫負担を決

めの團体を設立する立場に對立してお

る。平和と民主主義のとりでである中

ソを敵として、アメリカの軍隊によつ

て、日本の国の安全はともかく、自己

の安全を保ちたいたいという政府と、国民は

爆弾製造工場の労働者の闘争は、世界

石炭産業や鉄鋼の大ストライキは戦争政

策を破綻させる実力であります。原子

力を使つて立ち上つても、アメリカの石

炭産業で、毎日々々、夜となく斬となく殺さ

れ、焼かれ、破壊されているこの残酷な朝鮮戦争に對しても、売国奴以外の

日本人国民が憎しみを持つのは当然であります。(拍手)

吉田首相は、講和條約締結と同時に

に、日本は米英につぐ帝国になつたと宣言しました。そして、日本の労働者

の低賃金を誇つたのであります。政府にいわゆる、不健全な組合になるのであります。

に反対し、行政協定を破棄し、再軍備

も本国会に出して通したいと、政府は

は、軍國主義の勢力を日本から徹底的になくする平和と独立のための占領軍に、電車も、國鉄も、官公署も、かつては、現吉田内閣は、時局を相当し、日本を再建する能力なきものであることを断定し、原案に全面的反対を主張いたしまして、私の討論終りたいと存じます。(拍手)

○副議長(退席、議長席)

公共の利益を蹂躪しているのは一体だれでしょか。政府が、今いよいよ露骨に、事實上あらゆる産業の罷業権を取上げようとする暴挙に出で來たの

罰金刑に処すという罰法が、これを莊明しております。もし、この論法で言うならば、農民の命である演習地の土地の間に、電車も、國鉄も、官公署も、かつては、現吉田内閣は、時局を相当し、日本を再建する能力なきものであることを断定し、原案に全面的反対を主張いたしまして、私の討論終りたいと存じます。(拍手)

過激の破防法、集團示威運動取締法、さらにこの労働関係法改悪に至る一連の労働対策は、現政府並びに自由党の諸君が既定少数資本家の走狗たる本質を暴露したものであり、善良なる国民を炭炭の苦しみに追いやります。まことに國民思想と生活を混乱するものであるといわなければなりません。(拍手)

私は、この際、政府並びに自由党の諸君に、労働法はいかにあるべきかを再認識していただきたいと存します。(拍手)

吉田内閣が、本案のごとき法案を提

出でしよろかにアメリカの進駐と同時

にアジア侵略の大方針にかわり、労働

交戦国であつた中ソを再び敵として、永久に、無制限に日本に駐留するこ

うらたえぶりを示しておるのでござります。

第二に、ひどいのは基準法の改悪であります。主として少年の坑内労働と、婦人の労働者の深夜業が、居残り、休日返上とともに改悪されているのでございます。現在でも基準法の違反行為と、いことは日常茶飯事の状態でございます。八王子の労働基準局は、女工さんの訴えに対して、こんなことは通例で、人手もなし、予算もなし、日々上げてはいられないといつて、これをねつけております。練習部の織維婦人労働者は、むちで打られ、職制に追いまわされているといわれております。いやだと言えば、操業短縮の対象で、すぐ首だとおどかされて、帰ると、村では親たちが飯米もなく、肥料も買えない状態で、娘の給料は大切な現金收入であつたのであります。この弱みにつけ込んで、プローカーは手を差延べて、石川県では、一つの村で六十人の娘が特飲街へ売られて行つたといわれますが、婦人少年局の全国会議の席上では、九州の娘たちが海外にまで売られているという悲惨な報告があつたといいます。

これらの日本の婦人労働者の職場を守るために、現行基準法を嚴然と守り、さらに最低賃金制の確立を加え、母体を保護する生理休暇も保障し、就労の機会も拡大しなければなりません。戦時中、男子の留守の職場を守り、低賃金で重労働まで押しつけられた婦人は、戦後また職場をほうり出され、今や再び戦時勤員にかり出されるため、じやまになる基準法の改悪をやめよろしくを示しておるのでござります。

十八才以下の少年の坑内労働についても同様、日本人を戦争に再びかり出さないとするアメリカと吉田政府は、有

害労働であると、兒童憲章に何ときめてもおこうと、考へておる余裕を持たない醜態を呈したのがこの改悪であります。(拍手)坑内労働者は、今や毎日

十八才以下の少年の坑内労働についても同様、日本人を戦争に再びかり出さないとするアメリカと吉田政府は、有

害労働であると、兒童憲章に何ときめてもおこうと、考へておる余裕を持たない醜態を呈したのがこの改悪であります。(拍手)坑内労働者は、今や毎日

十八才以下の少年の坑内労働についても同様、日本人を戦争に再びかり出さないとするアメリカと吉田政府は、有

害労働であると、兒童憲章に何ときめてもおこうと、考へておる余裕を持たない醜態を呈したのがこの改悪であります。(拍手)坑内労働者は、今や毎日

れが、口を開けば、そのたびごとに非

合法といい、あるいは暴力という言葉

を労働階級に投げつけておる政府と

資本家たちのやり口なのであります。

(拍手)結局、このような立場を堅持し

ながら、資本家階級と、政府と、その

輿党的自由党諸君が、その資本家たち

とのお手盛りの法律をみずから破り、

非法をやつてもなは暴力行使し、

そうして、そのためによつてどうな結果

が起つて参りましようとも、責任をい

さざかも感じておらぬ現状なのであり

ます。

私は、以下各箇項について詳しい改

正案に対する批判を試みたいと存じま

すが、時間の関係もござりますの

で、各法律案に対する内容的な指摘を

省略いたします。

要するに、このようにいたしまし

て、今や吉田政府は、明確に一方の側

についてしまいました。つまり、日経

連によつて代表される資本家の側に立

つて施策することを使命とする、その

ことを実証いたしたのであります。(拍

手)かくして、政府はもはや表見上の

中立性をさえみずから喪失いたしました。

従つて、政府が口癖にいう公共の

福社とは、もう日本全国民のものでは

政府の、このよだんな姿は、最近一層明白になつて來たのであります。たとえば五月一日のメーデー事件においても、また九日朝における早大事件においても露骨に国民に対して憎しみをたぎらせ、容赦なく攻撃を加えておるのであります。きましても、政府の警察は、あまりにこの闘争にこそ現状打破の期待をかけておるのであります。わが労働者農民党は、労働階級を先頭とする全日本国民のこの闘いを熱烈に支持し、本労働員会の公聽会において、政府の慣用語をもつてすれば、おそらく穏健な作家といわれる石川達三氏は、このように公述いたしております。「私どもは、やはり自分の自衛の立場から、こういう国家迫害から自分を守る行動をせなければならぬ……」この長い間に家を焼かれ、食糧を失い、あるいは親子兄弟を失い、高い税金を拂つて、戦後に新しい世の中が出て来るかと思つていたのに、まるで昔と同じような、あるいはそれ以上の官僚国家ができて、そうして警察も非常に強くなつて來た。一体これで、国民が安心して日本の田中

が、広汎な国民大衆もまたこのストライキ闘争を心から支持し、労働階級は

イギリスを心から支持し、労働階級は

も露骨に国民に対して憎しみをたぎら

ります。メーデー事件直後の五月

二日、破防法案に関する衆議院法務委員会の公聽会において、政府の慣用語を

もつてすれば、おそらく穏健な作家といわれる森山欽司君は、このように公述いたしてあります。

おそらく自由党の諸君は、先日破防三法案のこの政府原案に絶対反対する

ものであります。

おそらく自由党の諸君は、先日破防

法案を当本会議場で無理押しに通過せしめたと同様に、この関係三法案に対しましても、本会議において、ややに

むに敵を頼んで押し切るであります。

ようが、しかし吉田政府は、この議場で一つの法律案を成立させること、

そのことによりまして、日本の国民党大衆に對し、憎むべき罪状をみずから加重して参ることになることを自覚されなければならぬであります。それと同時に、ます、國民全体から、あなた方が孤立して行くでありますよう

し、労働者、農民、市民大衆の毅然たる、反動に対するたましき國志とそ

の実力とは、あくまで反動的アシズム、政策全般に対しまして……。

〔発言する者多し〕

○議長(林謙治君) 請願に願います。

○中原健次君(統) 抵抗し、これを粉

わなければなりません。(拍手)だから

が反映しておることを、われくは思

こそこそ、労働階級が、破防法案と本労働

三法案に対しまして、従来に見ない真剣さと規模によつて、ストライキをもつて立ち上つておるのであります

(発言する者多く、聽取不能) 地球は動

いております。歴史は前進いたしておるのであります。どうか皆さん、皆さ

前田君提出の修正案は否決せられました。

次に森山欽司君提出の修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林謙治君) 起立少數。よつて

森山君提出の修正案は否決せられました。

〔賛成者起立〕

昭和二十七年五月二十七日

衆議院会議録第四十六号 農産物検査法の一部を改正する法律案

第四條中「米麥」を「米麥又は精米」

年法律第二百四十四号(第十六條第一

項の規定により表示されたもの

を除く。以下同じ。」を加える。

門司 亮君 山口シヅエ君
井之口政雄君 池田 峰雄君
江崎 一治君 荒田アサノ君
田島 ひで君 木村 繁君
田中 雄平君 柄澤セヨ子君
竹村奈良一君 中西伊之助君
林 百郎君 田代 文久君
立花 梶男君 高田 宣之君
横田甚太郎君 梨木作次郎君
渡部 義通君 深澤 義守君
赤松 勇君 稲村 順三君
久保田鶴松君 米原 和君
坂本 泰良君 青野 武一君
石野 昌子君 八百板 正君
黒田 喜勇君 稲村 順三君
足立 梅市君 中野 四郎君
小林 進君 岡田 春夫君
河野 久男君 佐竹 晴記君
河野 謙三君 佐竹 晴記君
○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
法の一部を改正する法律案に対する修
正案の採決に入ります。
まず青野武一君提出の修正案につき
採決いたしました。本修正案に賛成の諸
君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
前田君提出の修正案は否決せられまし
た。
○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
君の起立を求めます。

○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
大に森山牧司君提出の修正案につき
採決いたしました。本修正案に賛成の諸
君の起立を求めます。

○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
君の起立を求めます。

○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
前田君提出の修正案は否決せられまし
た。
○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
森山君提出の修正案は否決せられまし
た。

○議長(林謹治君) 起立多數。よつて
本案は原案の通り可決いたしました。
○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
本案は原案の通り可決いたしました。
〔賛成者起立〕

○議長(林謹治君) 起立多數。よつて
本案は原案の通り可決いたしました。
○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
本案は原案の通り可決いたしました。

○議長(林謹治君) 起立多數。よつて
本案は原案の通り可決いたしました。
○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
本案は原案の通り可決いたしました。

○議長(林謹治君) 日程第四、農産物
に対する修正案につき採決いたしました。
○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
青野君提出の修正案は否決せられまし
た。
○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
君の起立を求めます。

○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
前田君提出の修正案につき採決いたしました。
○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
青野君提出の修正案は否決せられまし
た。

○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
前田君提出の修正案につき採決いたしました。
○議長(林謹治君) 起立少數。よつて
青野君提出の修正案は否決せられまし
た。

農産物検査法(昭和二十六年法律
百四十四号)の一部を次のよう
に改正する。

第二條中「及び甘しよ生切干」を
「はつかにあつては一结合起来四百円
を、」を、「一包裝」の下に「又は一
束」を加える。

第十六條第二項中「包裝又は量目」を「包裝、
荷造等又は量目にして」に改め
る。

第十一條中「三百円を」の下に
「はつかにあつては一结合起来四百円
を、」を、「一包裝」の下に「又は一
束」を加える。

第十六條第二項中「包裝又は票せん」に、
「を」を「包裝、容器又は票せん」に、
同條第三項中「包裝」を「包裝又は容
器」に改める。

次に本法案の要旨を申し上げますと
二点ござります。第一点は、ただいま
申し上げましたあわ、ひえ、そば、澱
粉、はつか、除虫菊、大麻、亞麻、苧
麻、みつまた、こうぞ、わら工品など
十二品目を検査品目として追加いたし
ました。第二点はあわ、ひえ、そば、
澱粉以外の他の品目につきましては、

農産物検査法の一部を改正する法律案(河野謙三君外二十三名提出)
する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔遠藤三郎君登壇〕

○遠藤三郎君 だいま議題と相なり
ました。河野謙三君外二十三名提出、
第二項の日本農林規格が制定され
ている農産物については、この限
りでない。

○遠藤三郎君 傑案中「米麥又は精米」
を除く。以下同じ。」を加えます。

第六條第一項に次の但書を加え
ます。

但し、農林物資規格法(昭和二
十五年法律第七百七十五号)第二條
第三項の日本農林規格が制定され
ている農産物については、この限
りでない。

(号)外官

農林物資規格法による日本農林規格が制定されておりますので、この規格によつて検査を行ふ」とといたしましたことであります。

本法案は、五月十三日、本農林委員会に付託と相なり、去る二十二日、提案者を代表して河野委員より提案理由の説明がございました。翌二十三日質疑を行いましたところ、自由党選舉委員、改進党高倉委員、社会党第一十三控室足鹿委員、共産党竹村委員から発言がございました。詳細は会議録に譲りたいと思いますが、特に遠藤委員から、「昨年、本農林委員会から政府に対し、食糧特別会計から独立した検査制度の確立をはかるべきことを要望したのが実現に努力すべき旨を強調されました。」とありました。

以上御報告を終了後、討論を省略、採決を行いましたところ、多數をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて本案を委員長の報告の通り決する。(賛成者起立)

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(林謙治君) 参議院から、内閣提出、食糧管理法の一部を改正する法律案が回付されております。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

第四條第一項中「米麦等、甘藷又ハ馬鈴薯ヲ食糧配給公團」を「米穀ヲ同條ノ二第二項ノ販売業者」に改め同條の二條に次の一條を加える。

方法ニ依ル一般競争契約又ハ農林大臣ノ連絡ヘル競争争約又ハ隨意契約ニ依リ壳渡スコトヲ許す場合

前項ノ規定ニ依リ壳渡ヲ為ス場合ニ於ケル予定価格ハ政令ノ定ムルヲ定セシムルコトヲ當トシテ之ヲ定ム。

○議長(林謙治君) 参議院から、内閣提出、一般職の職員の給與に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(林謙治君) 参議院から、内閣提出、一般職の職員の給與に関する法律案が回付されております。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十七年五月二十七日 来議院会議録第四十六号 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(參議院回付)

		青森県		宮城県	
		一級地	二級地	一級地	二級地
岩手県				秋田県	
盛岡市	一級地	弘前市	青森市	仙台市	仙台市
宮古市	二級地	八戸市	上北郡	塩釜市	塩釜市
上閉伊郡			南津軽郡	石巻市	石巻市
九戸郡			下北郡	吉川市	吉川市
氣仙郡			三戸郡	宮城郡	宮城郡
盛町	金石市	新城市	大字新城字石江	本吉郡	多賀城町
長内村	久慈町	大野村	大字大野字片岡	牡鹿郡	松島町
甲子村		荒川村	大字荒川字蘆戸	桃生郡	氣仙沼町
大船渡町		大字町	大字町	雄勝郡	矢本町
		大湊町	大湊町	能代市	女川町
		黒石町	黒石町	大館市	角田町
		上長苗代村	大字尻内	横手市	鳥田町
				能代市	
				雄勝郡	
				平鹿郡	
				山木郡	
				北秋田郡	
				山形市	
				米沢市	
				鶴岡市	
				酒田市	
				南村山郡	
				新庄市	
				北村山郡	
				上ノ山町	
				東根町字神町	
		一級地	二級地	秋田県	二級地
				秋田県	
福島県				秋田県	
福島市	一級地			仙台市	
郡山市	二級地			塩釜市	
郡山市				石巻市	
若松市				吉川市	
白河市				宮城郡	
平市				本吉郡	
石郡				牡鹿郡	
				桃生郡	
				雄勝郡	
				平鹿郡	
				山木郡	
				北秋田郡	
				山形市	
				米沢市	
				鶴岡市	
				酒田市	
				南村山郡	
				新庄市	
				北村山郡	
				上ノ山町	
				東根町字神町	
		一級地	二級地	秋田県	二級地
				秋田県	
山形県				秋田県	
山形市	一級地			仙台市	
山形市	二級地			塩釜市	
山形市				石巻市	
山形市				吉川市	
山形市				宮城郡	
山形市				本吉郡	
山形市				牡鹿郡	
山形市				桃生郡	
山形市				雄勝郡	
山形市				平鹿郡	
山形市				山木郡	
山形市				北秋田郡	
山形市				山形市	
山形市				米沢市	
山形市				鶴岡市	
山形市				酒田市	
山形市				南村山郡	
山形市				新庄市	
山形市				北村山郡	
山形市				上ノ山町	
山形市				東根町字神町	
		一級地	二級地	秋田県	二級地
				秋田県	
福島県				秋田県	
福島市	一級地			仙台市	
郡山市	二級地			塩釜市	
郡山市				石巻市	
郡山市				吉川市	
郡山市				宮城郡	
郡山市				本吉郡	
郡山市				牡鹿郡	
郡山市				桃生郡	
郡山市				雄勝郡	
郡山市				平鹿郡	
郡山市				山木郡	
郡山市				北秋田郡	
郡山市				山形市	
郡山市				米沢市	
郡山市				鶴岡市	
郡山市				酒田市	
郡山市				南村山郡	
郡山市				新庄市	
郡山市				北村山郡	
郡山市				上ノ山町	
郡山市				東根町字神町	
		一級地	二級地	秋田県	二級地
				秋田県	
福島県				秋田県	
福島市	一級地			仙台市	
郡山市	二級地			塩釜市	
郡山市				石巻市	
郡山市				吉川市	
郡山市				宮城郡	
郡山市				本吉郡	
郡山市				牡鹿郡	
郡山市				桃生郡	
郡山市				雄勝郡	
郡山市				平鹿郡	
郡山市				山木郡	
郡山市				北秋田郡	
郡山市				山形市	
郡山市				米沢市	
郡山市				鶴岡市	
郡山市				酒田市	
郡山市				南村山郡	
郡山市				新庄市	
郡山市				北村山郡	
郡山市				上ノ山町	
郡山市				東根町字神町	

栃木県		茨城県	
二級地		二級地	
宇都宮市	足利市	水戸市	信夫郡
佐野市	足利市	土浦市	伊達郡
上都賀郡	足利市	古河市	那珂郡
足尾町	足利市	多賀郡	喜多方町
足尾町	足利市	高萩町	須賀川町
鹿島郡	行方郡	新治郡	江名町
西茨城郡	結城郡	稻敷郡	坂坂町
鹿島郡	久慈郡	久慈郡	湯野町
北相馬郡	大館町	那珂郡	原町
阿見町	下妻町	多賀町	植田町
潮来町	水海道町	高萩町	日食町
笠間町	結城町	高萩町	信夫町
波崎町	石岡町	那珂郡	伊達町
	龍ヶ崎町	那珂郡	那珂町
	阿見町	高萩町	大館町
	潮来町	高萩町	喜多方町
	笠間町	那珂郡	那珂町
	波崎町	那珂郡	喜多方町

埼玉県		群馬県	
三級地		二級地	
川越市	大宮市	太田市	鹿沼市
北足立郡	川口市	桐生市	上都賀郡
蕨町	多野郡	高崎市	小山町
志木町	利根郡	伊勢崎市	藤原町
大和町	碓氷郡	太田市	塙原町
朝霞町	甘樂郡	前橋市	山辺町
鳩ヶ谷町	利根郡	館林町	三重村
	草津町	高崎市	西那須野町
	中之條町	伊香保町	那須郡
	白井町	草津町	足利郡
	安中町	高崎市	塙谷郡
	水上町	伊勢崎市	下都賀郡
	沼田町	伊勢崎市	今市町
	富岡町	伊勢崎市	西那須野町
	藤岡町	伊勢崎市	大田原町

官 報 (号 外)

昭和二十七年五月二十七日 兼議院会議録第四十六号 一般職の報員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(兼議院固付)

		二級地		
		熊谷市	行田市	
		所沢市	川越市	
		北足立郡	秩父市	
一級地				
入間郡	南埼玉郡	北埼玉郡	入間郡	
北足立郡				
金子村	美里村 水谷村 内高木村 福岡村 宗四村	羽生町 岩槻町 大沢町 春日部町 久喜町 八幡村 潮止村 上尾町 桶川町 吹上町 土合村 美里村 水谷村 内高木村 福岡村 宗四村	加須町 不動岡町 越ヶ谷町 大里町 飯能町 片山村 谷塚町 鴻巣町 豊岡町 入間川町	戸田町 與野町 草加町 志木町 大和田町 大里町 幸手町 栗橋町 杉戸町 吉川町 彦成村 早稻田村 東和村 深谷町 妻沼町 寄居町 三尻村 本庄町 児玉町

		千葉県	
		北葛飾郡	比企郡
		大里郡	小川町 幸手町 栗橋町 杉戸町 吉川町 彦成村 早稻田村 東和村 深谷町 妻沼町 寄居町 三尻村 本庄町 児玉町
一級地		四級地	
佐原市	館山市 木更津市	千葉市 市川市 松戸市 船橋市	鉢子市 鎌山市 野田市 木更津市
	千葉郡	東葛飾郡	印旛郡
			成田町 八街町 佐倉町 浦安町 行德町 南行徳町 柏町 小金町 津田沼町 二宮町 幕張町 生浜町

昭和二十七年五月二十七日 衆議院会議録第四十六号 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(參議院回付)

八八八

東京都							
五級地							
荒川区 北区 千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 杉並区 中野区 渋谷区 豊島区 北区		安房郡 葛塚郡 西多摩郡 八幡町 大高町 成東町 大網町 片貝町 茂原町 一宮町 鴨川町		長生郡 山武郡 市原郡 海上郡 和田村 白井町 根郷村字六崎 木下町 酒々井町		夷隅郡 千葉郡 東葛飾郡 印旛郡 千代田町 我孫子町 旭町 和田村 白井町 根郷村字六崎 木下町 酒々井町	
二級地		三級地		四級地			
南多摩郡 堺村		西多摩郡 北多摩郡 青梅市 南多摩郡 西多摩郡 大村 東保 福生町 大村 山村 拜島村 和村 山村 山町 五日市町		立川市 八王子市 北多摩郡 立川市 八王子市 北多摩郡 立川市 田無町 小金井町 立井町 中町 府中町 調布町 羽村町 府中町 国分寺町 立井町 田無町 昭和町 柏江村 昭和町 稻城市 町田町 日野町 西府村 久留米村 稻城村 清瀬村 多磨村 和町 平町 川村 山村 山町 五日市町		練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 武藏野市 三鷹市 立川市 北多摩郡 板橋区 足立町 团無町 小金井町 立井町 田無町 昭和町 柏江村 昭和町 羽村町 府中町 调布町 羽村町 立井町 田无町 昭和町 柏江村 昭和町 稻城市 町田町 日野町 西府村 久留米村 稻城村 清瀬村 多磨村 和町 平町 川村 山村 山町 五日市町	

昭和二十七年五月二十七日

衆議院会議録第四十六号

一般職の職員の給與に関する法律案(參議院固付)

一級地	西多摩郡	大島支庁管内	西多摩郡
	大久野村 戸倉村 小宮村 檜原村 小曾木村 青ヶ島村	八丈支庁管内 三宅村 神津島村 利島村 若郷村 本村 野増村 増戸村 差不地村 泉津村 岡田村 元村	横川村 由井村 瑞穂町 西多摩村 東秋留村 西秋留村 多西村 平井村 波浮港村 増戸村 差不地村 泉津村 岡田村 元村
三級地	横須賀市	五級地	吉野村 三田村 古里村 氷川町 小河内村 恩方村 元八王子村 川口村 加佐村 南村 忠生村 由木村 七生村 多摩村
四級地	横須賀市 横須賀市(うち五級地に含まれる地域以外の地域) 川崎市(うち五級地に含まれる地域以外の地域) 横須賀市(うち三級地に含まれる地域以外の地域)	横浜市 戸塚区のうち戸塚町の一の区、二の区、三の区、一 丁目、二丁目及び三丁目、吉田町、吉田並びに矢部町 後天際 川崎市のうち昭和二年四月一日に田島町を編入したときの川崎市の 区域並びに旧中原町、旧日吉町及び旧高津町の区域	横須賀市(うち四級地に含まれる地域) 茅ヶ崎市 湯本町 芦之湯村 仙石原村 宮城野村 温泉村 元箱根村
平塚市	三浦郡 逗子町 葉山町 藤沢市	横須賀市(うち農井及び北下浦 基井及び北下浦)	
茅ヶ崎市	小田原市		
足柄下郡			

		二級地	
一級地			
足柄下郡	足柄上郡	高座郡	愛甲郡
吉浜町	清水村 曾我村 金田村 相和村 関本村 酒田村 福沢村 中井村	三浦郡	中郡
		高座郡	足柄上郡
		足柄下郡	愛甲郡
		中郡	高座郡
		南足柄町	中郡
		酒匂町	厚木町
		前羽村	大磯町
		秦野町	相模原町
		南秦野町	箱根町 湯河原町
		東秦野村	岩村 福浦村
		大野町	吉田島村
		伊勢原町	南毛利村
		大根村	松田町
		二宮町	山北町
		三崎町	国府津町
		濱谷町	南足柄町
		座間町	吉田島村
		寒川町	松田町
		海老名町	山北町
			相模原町
			大磯町
			相模原町
			箱根町 湯河原町

		二級地	
一級地			
新潟県		高座郡	津久井郡
		中郡	片浦村 岩村
		三浦郡	下中村 下曾我村 上府中村
		中郡のうち二級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	豊川村 舟瀬町 川尻村 綾瀬町 有馬村 小出村 御所見村 楊川町
		三浦郡	南下浦町
		新潟市	初声村
		長岡市	津久井郡
		三条市	片浦村 岩村
		柏崎市	下中村 下曾我村 上府中村
		高田市	豊川村 舟瀬町 川尻村 綾瀬町 有馬村 小出村 御所見村 楊川町
		新発田市	南下浦町
		西頸城郡	
		佐渡郡 東蒲原郡 北魚沼郡 東頸城郡 三条市	
		佐渡郡 東蒲原郡 北魚沼郡 東頸城郡 三条市	
中魚沼郡	中頸城郡 南蒲原郡 中蒲原郡 西蒲原郡	青梅町	
		糸魚川町	
		塩川町	
		小千谷町	
		柏原町	
		西蒲原町	
		寺泊町	
		安藤村	
		五十公野村(上杉原)	
		木原村	
		葛原町	
		中綱町	
		五泉町	
		加茂町	
		糸魚川町	
		龜田町	
		直江津町	
		五泉町	
		内野町	
		吉田町	
		卷町	
		十日町	

官報(号外)

昭和二十七年五月二十七日 衆議院会議録第四十六号

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(參議院回付)

福井県		石川県		富山県	
一級地	二級地	一級地	二級地	一級地	二級地
武生市	福井市	金沢市	石川郡	新湊市	古志郡
敦賀市	敦賀市	小松市	七尾市	高岡市	岩船郡
小浜市	小浜市	石川郡	小松市	中新川郡	村上町
大字伏原の区域		羽咋郡	鳳至郡	水見郡	古志郷
今立郡	大野郡	河北郡	江沼郡	下新川郡	高岡市
坂井郡	大野郡	珠洲郡	石川郡	婦負郡	高岡市
鯖江町	鯖江町	羽咋町	野々市町	滑川町	新湊市
神明町	勝山町	羽咋町	輪島町	魚津町	新湊市
大野町	勝山町	飯田町	大聖寺町	八尾町	高岡市
芦原町	丸岡町	動橋町	山代町	南山津町	高岡市

岐阜県		長野県		山梨県	
一級地	二級地	一級地	二級地	一級地	二級地
土岐郡	関市	多治見市	諫訪郡	長野市	甲府市
羽島郡	吉城郡	恵那市	上高井郡	松本市	南都留郡
稻葉郡	高岡市	大垣市	東筑摩郡	上田市	富士吉田市
恵那郡	高山市	上伊那郡	西筑摩郡	飯田市	三國郡
飛騨郡	上伊那郡	伊那郡	伊那郡	諫訪市	船津村
郡上郡	郡上郡	須坂町	本郷村	岡谷市	中野村
郡上郡	郡上郡	塩尻町	福島町	市川市	吉澤村
瑞浪町	瑞浪町	伊那町	上松町	塩尻町	塩尻町
土岐町	古川町	那加町	本郷村	伊那町	大月町
上宝村	下宝村	厚見村	福島町	市川町	上野原町
駄知町	駄知町	笠松町	上松町	大門町	塩尻町

昭和十七年五月二十七日 宰議院会議録第四十六号 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(參議院回付)

八九

昭和区のうち川原通と櫛渓通とを結ぶ線から東の地域

三級地		一宮市	
二級地		福島市 津島市 刈谷市 愛知郡 中島郡 春日井市 碧南市 豊川市 拳母市 南設楽郡 中島郡 刈谷市 碧南市 愛知郡 東春日井郡 西春日井郡 知多郡 海部郡 宝飯郡 知多郡 中島郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 西春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	
		岡崎市 豊橋市 西春日井郡 東春日井郡 守山町 稻沢町	
		西枇杷島町 鳴海町 守山町 稻沢町	

三重県		知立町	
二級地		額田郡 海部郡のうち蟹江町以外の地域 愛知郡 猪高村 豊明村 日進村 平坂町 吉田町 一色町 幡豆町 矢作町 岩津町 鶴見町 上野町 武豊町 横須賀町 大野町 有松町 八幡町 東浦町 豊浜町 内海町 御津町 小坂井町 形原町 西浦町 田原町 田口町	
		津市 松阪市 四日市市 桑名市 宇治山田市 上野市 北牟婁郡 名張郡 南牟婁郡 名張町 木本町 龜山町 花園町 名張町 笑曲村 相賀町 引本町 長島町	

<p style="text-align: right;">滋賀県</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">大津市のうち昭和二十六年三月三十一日における大津市の区域</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">大津市のうち昭和二十六年三月三十一日における大津市の区域</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <p style="text-align: right;">京都府</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">五級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">京都市</td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td> <p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">右京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域</td></tr> </table> </td></tr> </table> </td></tr> </table> </td></tr></table>																																																					二級地		大津市のうち昭和二十六年三月三十一日における大津市の区域		一級地		大津市のうち昭和二十六年三月三十一日における大津市の区域		<p style="text-align: right;">京都府</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">五級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">京都市</td></tr> </table>																																																							五級地		京都市		<p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">右京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域</td></tr> </table> </td></tr> </table> </td></tr> </table>																																																					二級地		右京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見		<p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域</td></tr> </table> </td></tr> </table>																																															二級地		左京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見		<p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域</td></tr> </table>																																							二級地		左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域	
二級地		大津市のうち昭和二十六年三月三十一日における大津市の区域																																																																																																																																																																																																																																																																												
一級地		大津市のうち昭和二十六年三月三十一日における大津市の区域																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p style="text-align: right;">京都府</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">五級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">京都市</td></tr> </table>																																																							五級地		京都市																																																																																																																																																																																																																					
五級地		京都市																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">右京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域</td></tr> </table> </td></tr> </table> </td></tr> </table>																																																					二級地		右京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見		<p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域</td></tr> </table> </td></tr> </table>																																															二級地		左京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見		<p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域</td></tr> </table>																																							二級地		左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域																																																																																																																									
二級地		右京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域</td></tr> </table> </td></tr> </table>																																															二級地		左京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見		<p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域</td></tr> </table>																																							二級地		左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域																																																																																																																																																																																		
二級地		左京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p style="text-align: right;">京都市</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域</td></tr> </table>																																							二級地		左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域																																																																																																																																																																																																																																					
二級地		左京区のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域																																																																																																																																																																																																																																																																												

<p style="text-align: right;">京都府</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和二十六年三月三十一日における岩</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <p style="text-align: right;">京都府</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和二十六年三月三十一日における岩</td></tr> </table> </td></tr> </table>																																																			二級地		左京区のうち昭和二十六年三月三十一日における岩		<p style="text-align: right;">京都府</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和二十六年三月三十一日における岩</td></tr> </table>																																							二級地		左京区のうち昭和二十六年三月三十一日における岩	
二級地		左京区のうち昭和二十六年三月三十一日における岩																																																																																															
<p style="text-align: right;">京都府</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二級地</td><td colspan="2" style="text-align: center;">左京区のうち昭和二十六年三月三十一日における岩</td></tr> </table>																																							二級地		左京区のうち昭和二十六年三月三十一日における岩																																																								
二級地		左京区のうち昭和二十六年三月三十一日における岩																																																																																															

官報(号外)

31

昭和二十七年五月二十七日 東洋院会議録第四十六号

一般の質問の結果に関する法律の一部を改正する法律案(参議院固付)

		右第號のうち昭和二十五年十一月三十日における大枝村の区域 上東区のうち昭和二十四年三月三十一日における鹽ヶ堀村の区域 左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における大原村、鶴居野村、 鶴居村の区域 右京区のうち昭和二十五年五月三十一日における中川村、小野郷村の 区域
		福知山市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 舞鶴市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 鞍部市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 久世郡
		淀町 御牧村 佐山村 城陽町 高瀬町 八木町 峰山町 鋼町 久世村 大山村 長岡町 田辺 木津町 上柏町 加茂町 吉智郷村 龜岡町 周山町 多賀村 相楽郡
		鰐谷郡 船井郡 與謝郡 八木町 富津町 深田町 加悦町
一級地	京都市のうち五級地、四級地、三級地及び二級地に含まれる地域以 外の地域 鞍部市のうち二級地に含まれる地域以外の地域	南桑田郡 相楽郡 鰐谷郡 船井郡 與謝郡
五級地	大阪府	北桑田郡 竹野郡 熊野郡 加佐郡 鰐谷町 久美浜町 大江町 吉川村 大井村 鰐村 神籠村 堺市 豊中市 池田市 吹田市 守口市 岸和田市のうち阪和線の調路から西及び東南一キロメートル以内の

昭和二十七年五月二十七日
衆議院会議録第四十六号

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(參議院回付)

八九六

地域

泉大津市
貝塚市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地

域

八尾市

高槻市

茨木市

枚方市

泉佐野市

高槻市

中河内郡

泉北郡

豊能郡

寝屋川市

富田林市

豊能郡

箕面町

高石町

加美村

御所町

庄内町

三島郡

北河内郡

泉北郡

忠岡町

和泉町

三島郡

富田町

長野町

古市町

藤井寺町

日置莊町

登美丘町

道明寺町

国分町

志紀村

狹山町

高鶴村

柏原町

松原町

枚岡町

細手町

石切町

中河内郡

盾津町

矢田村

玉川町

瓜破村

天美町

布忍村

長吉村

三宅村

恵我村

英田村

若江村

住道町

門真町

庭瀬町

八坂町

信太村

取石村

福泉町

田尻村

尾崎町

泉南郡

泉北郡

北河内郡

三島郡

豊能郡

三島郡

城

北河内郡のうち富田町、味舌町、石河村、見山村及び清溪村以外の地

中河内郡

三島郡

豊能郡

三島郡

域

北河内郡のうち三級地に含まれる地域以外の地域

中河内郡

三島郡

豊能郡

三島郡

城

北河内郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域

南河内郡

三島郡

豊能郡

三島郡

城

北河内郡のうち五級地に含まれる地域以外の地域

三島郡

豊能郡

三級地

箕面町のうち昭和二十三年七月三十日における箕面町の区域

官報(号外)

昭和二十七年五月二十七日 衆議院会議録第四十六号 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(參議院固付)

兵庫県		四級地			
五級地		三級地			
一級地		二級地			
尼ヶ崎市	神戸市のうち四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	泉北郡	丹南村 丹比村 埴生村 久世村 北池田村 東陶器村 北松尾村 上神谷村 西陶器村 美木多村	神戸市 明石市 川辺郡 武庫郡 西宮市	垂水区のうち旧垂水町の区域以外の地域
西宮市	の区域	三島郡	豊能郡のうち箕面町及び庄内町以外の地域	伊丹市 姫路市 加古川市 洲本市 相生市 加古郡 赤穂市 多紀郡 龍野市 神戸市のうち昭和二十六年六月三十日における有馬郡道場村、大沢村及び八多村の区域	
芦屋市	泉北郡	南河内郡	石河村 見山村 濱溪村 石川村 磯長村 山田村 白木村 中村 赤阪村 千早村 東條村 加賀田村 天見村 河内村 高向村 川上村 横山村 南横山村 南松尾村	三木町 篠山町 岡野村 城北村 城南村 八上村 味間村のうち字杉、大沢及び味間新 三田町 三輪町 長尾村 西脇町 福崎町 阿南村	
	多紀郡	有馬郡	多可郡 神崎郡 加古郡	伊丹市 姫路市 加古川市 洲本市 相生市 高砂町 荒井村 高砂町 荒井村	
	有馬郡		味間村のうち二級地に含まれる地域以外の地域	伊丹市 姫路市 加古川市 洲本市 相生市 高砂町 荒井村	

昭和二十七年五月二十七日 柴議院会議録第四十六号 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(參議院回付)

八九八

神崎郡のうち福崎町、長谷村、大山村及び越知谷村以外の地域

		奈良県											
		二級地	三級地	四級地									
高市郡	生駒郡	大和高田市	佐用郡	印南郡	加東郡	城崎郡	三原郡	津名郡	水上郡	生野町	柏原町	成松町	黒井町
伏見町	生駒郡	北葛城郡	出石郡	美濃郡	出石町	城崎町	阿万町	福良町	由良町	久下村	生郷村	岩屋町	志筑町
八木町	生駒郡	王寺町	佐用町	志染村	別所村	来住村	日高町	香住町	郡家町	郡家町	郡家町	飯屋町	飯屋町
畠傍町	生駒町	郡山町	佐用町	志染村	加茂村	滝野町	小野町	社町	志筑町	志筑町	志筑町	志筑町	志筑町
今井町						城崎町	日高町	香住町	福良町	福良町	福良町	福良町	福良町

			一級地 宇智郡のうち五條町以外の地域 生駒郡のうち郡山町、生駒町及び伏見町以外の地域 磯城郡のうち桜井町及び田原本町以外の地域 吉野郡 高市郡のうち八木町、今井町及び畠傍町以外の地域 宇陀郡 添上郡 宇太町 内牧村 辰市村 伊那佐村 櫻本町 帶解町 平和村 五ヶ谷村 治道村 朝和村 二階堂村 南葛城郡のうち御所町以外の地域 山辺郡	山邊郡 磯城郡 宇陀郡 南葛城郡 宇智郡 吉野郡 大淀町 下市町 吉野町 上市町 大淀町 下市町 吉野町 宇太町 内牧村 辰市村 伊那佐村 櫻本町 帶解町 平和村 五ヶ谷村 治道村 朝和村 二階堂村 南葛城郡のうち御所町以外の地域 山辺郡	丹波市町 桜井町 田原本町 大字陀町 御所町 五條町 上市町 大淀町 下市町 吉野町 上市町 大淀町 下市町 吉野町 宇太町 内牧村 辰市村 伊那佐村 櫻本町 帶解町 平和村 五ヶ谷村 治道村 朝和村 二階堂村 南葛城郡のうち御所町以外の地域 山辺郡
	和歌山県	四級地			
二級地					
日高郡	伊都郡	新宮市	海南市	和歌山市	南葛城郡のうち御所町以外の地域 山辺郡

			鳥取県		
			一級地	二級地	
岩美郡	西伯郡	東伯郡	米子市 鳥取市 米子市 西伯郡	島根市 米子市 西伯郡 中浜村 大穂塙村	有田郡 那賀郡 西平裏郡 東平裏郡 伊都郡 西平裏郡 那智町 古座町 高池町 太地町 下里町 九度山町 高野口町 妙寺町 笠田町 潮岬村 周参見町 日置町 勝浦町 那智町 古座町 西向町 高池町 太地町 下里町 九度山町 高野口町 妙寺町 笠田町
大正村 宇佐野村 中浜村 大穂塙村 大正村 大字古海 大字裏谷	中浜村 大穂塙村 上通村 大正村 大字古海 大字裏谷	含吉町 境町 上井町 大正村 大字古海 大字裏谷			有田郡 那賀郡 西平裏郡 東平裏郡 伊都郡 西平裏郡 那智町 古座町 高池町 太地町 下里町 九度山町 高野口町 妙寺町 笠田町 潮岬村 周参見町 日置町 勝浦町 那智町 古座町 西向町 高池町 太地町 下里町 九度山町 高野口町 妙寺町 笠田町

		島根県	
		一級地	二級地
		岡山県	
勝田郡	喜庭郡 都窪郡	一級地 赤磐郡 後月郡 吉備郡 和氣郡 阿哲郡	二級地 岡山市 小田郡 児島郡 玉野市 倉敷市 児島市 御津郡 上房郡 浅口郡
久世町 蒲谷町	高松町 早島町 妹尾町 勝山町	和気郡 阿哲郡 後月郡 吉備郡 赤磐郡	小田郡 児島郡 玉野市 倉敷市 児島市 御津郡 上房郡 浅口郡
久世町 蒲谷町	高松町 早島町 妹尾町 勝山町	佐伯郡	笠岡町 金浦町 福田町 轟田村 轟戸町 八張町 高梁町 通島町 西大寺町 新見町 三石町 市町 大字西方
久世町 蒲谷町	高松町 早島町 妹尾町 勝山町	佐伯郡 安芸郡 佐伯郡	翠浦町 牧石村 大字宿
		広島県	
		二級地	三級地
		広島県	
賀茂郡	安佐郡	一級地 佐伯郡 双三郡	二級地 福山市 安芸郡 三原市
川原安上村 安芸上村	川竹寺古社 祇園町 尻原町 安芸津町	佐伯郡 安芸郡 安芸郡 佐伯郡 大屋町 矢野町 坂町 海田市 十三次町 西條町	福山市 安芸郡 三原市 佐伯郡 江田島町 中町 船越町 江田島町 下瀬戸島村 瀬戸島村 上瀬戸島村 向村 宮日町 大日町 市町 市町
川原安上村 安芸上村	川竹寺古社 祇園町 尻原町 安芸津町	佐伯郡 安芸郡 安芸郡 佐伯郡 大屋町 矢野町 坂町 海田市 十三次町 西條町	福山市 安芸郡 三原市 佐伯郡 江田島町 中町 船越町 江田島町 下瀬戸島村 瀬戸島村 上瀬戸島村 向村 宮日町 大日町 市町 市町

官 報 (号外)

昭和二十七年五月二十七日 案議院会議録第四十六号 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(參議院回付)

		山口県			
一級地		五級地			
		三級地			
萩市	光市 厚狭郡	山口市 防府市 岩国市 都濃郡	宇部市 下関市のうち三級地に含まれる地域以外の地域	小野田市 下関市のうち昭和十二年十一月十四日における小月町、清末村、王司村、勝山村、吉見村、安岡町及び川中村の区域	幸崎町 木江町 河内町 瀬戸田町 本郷町 広谷村 大字府川 中町 向島町 三庄町 田嶋町 士生町 松永町 炳町 油木町 吉田町 甲山町 上下町 庄原町 萬原町 比婆郡 高田郡 神石郡 厚狭郡 吉敷郡 吉敷町 厚狭郡 吉敷町 小郡町 富田町 福川町 下松市 厚狭郡 吉敷郡 都濃郡 厚狭郡 吉敷郡 都濃郡 厚狭郡 吉敷郡 都濃郡 厚狭郡 吉敷郡 都濃郡

		徳島県			
一級地		三級地			
		二級地			
高松市	丸亀市 仲多度郡	佐波郡 鳴門市 海部郡 美馬郡 那賀郡	三好郡 鳴門市 小松島市	大島郡 熊毛郡 吉野郡 豐浦郡	大津郡 美禰郡 大津町 秋吉村 西市町 内日村 東波村 大内村 小串町 大田町 伊佐町 高須町 阿知須町 秋穂町 平生町 田布施町 久賀町 安下庄町 小松町 富海村
坂出市	坂出市 善通寺町	麻植郡 川島町 牟岐町 板東町 板西町	池田町 富岡町 脇町 日和佐町 鴨島町	池田町 富岡町 脇町 日和佐町 鴨島町	和木村 玖珂町 高森町 仙崎町 深川町 伊佐町 大瀬町 秋吉村 大内村 小串町 大田町 伊佐町 高須町 阿知須町 秋穂町 平生町 田布施町 久賀町 安下庄町 小松町 富海村

高知県		愛媛県		福岡県	
一級地	二級地	一級地	二級地	四級地	五級地
安芸郡	幡多郡	高知市	喜多郡 伊予郡 新居郡 宇摩郡	松山市 今治市 八幡浜市 宇摩市	琴平村 多度津町 土器村 龍川村 宇多津町 大津村 伊野町 津田町 内海町 池田町 引田町 土庄町 利崎村 長尾町 三島町 川之江町 松柏村 大洲町 郡中町 泉川町 中萩町 角野町 宇和町 野村町
高岡郡	中村町	東宇和郡	喜多郡 伊予郡 新居郡 宇摩郡	小豆郡 大川郡	琴平村 多度津町 土器村 龍川村 宇多津町 大津村 伊野町 津田町 内海町 池田町 引田町 土庄町 利崎村 長尾町 三島町 川之江町 松柏村 大洲町 郡中町 泉川町 中萩町 角野町 宇和町 野村町
安芸町	佐川町 須崎町 清水町	高岡郡	中村町	若松市 戸畠市	香美郡 吉川郡 土佐郡
高岡郡	佐川町 須崎町 清水町	幡多郡	東宇和郡	福岡市 堤、東油山、田島、片江、七隈、飯倉、庄、小田部、石丸、福重、橋本、戸切、下山門、拾六町、野方、今宿、今津及び能古 小倉市のうち藍島、馬島、昭和十七年五月十四日における曾根村の区域(湯川、葛原、下曾根、中曾根及び上曾根の区域を除く)並びに旧金数郡の志井、中島、山路、昭和十六年三月三十一日における西谷村及び同日における中谷村の区域 八幡市のうち永大丸、竹末、引野、下上津役、町上津役、小鏡、中河内及び戸下田	室戸岬町 後免町 大篠村 野田村 長岡村 伊野町 日章村 山田町 野市町 宇治村
高德郡	直方市 飯塚市 久留米市 大牟田市	遠賀郡	田川市 芦屋町 中間町 香月町 稻葉町 遠賀村 二瀬町	福岡市 堤、東油山、田島、片江、七隈、飯倉、庄、小田部、石丸、福重、橋本、戸切、下山門、拾六町、野方、今宿、今津及び能古 小倉市のうち藍島、馬島、昭和十七年五月十四日における曾根村の区域(湯川、葛原、下曾根、中曾根及び上曾根の区域を除く)並びに旧金数郡の志井、中島、山路、昭和十六年三月三十一日における西谷村及び同日における中谷村の区域 八幡市のうち永大丸、竹末、引野、下上津役、町上津役、小鏡、中河内及び戸下田	室戸岬町 後免町 大篠村 野田村 長岡村 伊野町 日章村 山田町 野市町 宇治村

昭和二十七年五月二十七日

衆議院会議録第四十六号

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(参議院回付)

二級地		三級地	
精屋郡	大牟田市 久留米市 糟屋郡 大牟田市 久留米市 小倉市のうち昭和二十三年九月九日における旧企救郡東谷村の区域 嘉穂郡 間垣村 田川郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 鞍手郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 筑紫郡 大野町のうち字牛頭以外の地域	大牟田市 糟屋郡 鞍手郡 小竹町 方城村 金田町 香椎町 宮田町 赤池町 春日村 内村 那珂町 桂川町 幸袋町 磯井町 田川郡 筑紫郡 糸島郡 赤池町 添田町のうち大字庄及び添田	

一級地		
糸島郡	宗像郡 京都市 新宮村 行橋町 苅田町 八屋町 築城村 八津町 東郷町 赤間町 福間町 入建田村 津屋崎町 前原町 周船寺村 元岡村 雷山村 宇蘇原 田隈村 柳川町 大川町 羽大塚町 大塚居町 福高町 大和村 荒木町 安武村 大善寺町 西牟田村 灘高町 城島町 太宰府町 水城村 筑紫村 太宰府町 山家村 甘木町 北崎村 大野町字牛頭	早良郡 山門郡 八女郡 三輪郡 吉富町 千束村 角田村 大川町 荒木町 安武村 大善寺町 西牟田村 灘高町 城島町 太宰府町 水城村 筑紫村 太宰府町 山家村 甘木町 北崎村 大野町字牛頭

佐賀県		
一級地	二級地	三級地
杵島郡	藤津郡	佐賀市
小城郡	佐賀郡	唐津市
神埼郡	佐賀郡	木庄町 高木瀬村
東松浦郡	佐賀郡	武雄町
西松浦郡	佐賀郡	嬉野町 鹿島町 鳥栖町
基里村のうち大字酒井西字高根崎及び大字篠田字大野	三養基郡	北野町
白石町	小城町	
三方町	神埼町	
大町町	伊万里町	
武雄町	有田町	
山代町	東有田町	

長崎県		
一級地	二級地	三級地
佐賀郡	長崎市	長崎市
南松浦郡	佐世保市	佐世保市
西彼杵郡	島原市	島原市
下県郡	西彼杵郡	西彼杵郡
西彼杵郡	大村市	大村市
高島郡	南松浦郡	南松浦郡
長島郡	伊王島村	伊王島村
高島郡	高島町	高島町
高島郡	高浜村	高浜村のうち端島
高島郡	有川町	有川町
大島町	高浜村のうち端島以外の地域	
大島町	伊王島村	
高島町	茂木町	
川棚町	川棚町	
福江町	福江町	
奈良尾町	奈良尾町	
大崎町	大崎町	
壱岐町	壱岐町	
南高来郡	南高来郡	
北松浦郡	北松浦郡	
佐賀郡	佐賀郡	
今福町	志佐町	志佐町
鹿町	新御厨町	新御厨町
知々町	田代町	田代町
原町	勝本町	勝本町
世佐町	武生水町	武生水町
鹿町	薺町	薺町
今福町	高砂町	高砂町
調川町	新宮町	新宮町
志佐町	新宮町	新宮町
迎町	有川町	有川町
佐原町	伊王島村	伊王島村

基里村のうち大字酒井西字高根崎及び大字篠田字大野

基里村のうち三級地及び二級地に含まれる地区以外の地域

昭和二十七年五月二十七日

衆議院会議録第四十六号

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(參議院回付)

大分県				熊本県			
一級地	二級地	四級地		一級地	二級地	三級地	
日田市 臼杵市 佐伯市 津久見市 大分郡 速見郡 西国東郡 直入郡	別府市 阿蘇郡 菊池郡 天草郡 宇土郡 八代郡 玉名郡 鹿本郡 水俣市 人吉市	山鹿町 八幡村字熊入 郡榮村 牛深町 隈府町 大津町 本渡町 三角町 牛深町 隈府町 大津町 宮地町 内牧町	熊本市 八代郡 荒尾市 上原郡 下原郡 下原郡	平戸町村 吉井村 田平村 南田平村 小佐々町 鶴知町 豆駿村 仁田村 佐須奈村	柚木村 吉井村 田平村 南田平村 小佐々町 鶴知町 豆駿村 仁田村 佐須奈村		
豊岡村のうち字下木、川下及び天神							

鹿児島県				宮崎県			
一級地	二級地			一級地	二級地		
大分市 中津市 日田市 臼杵市 佐伯市 津久見市 大分郡 速見郡 西国東郡 直入郡 高田町 竹田町	始良郡 肝属郡 出水郡 霧島郡 熊毛郡 志布志町 西之表町	川内市 鹿屋市 串木野市 枕崎市 揖宿郡 指宿町 山川町 加治木町 垂水町 出水町 志布志町 西之表町	鹿兒島市 鹿兒島郡 東臼杵郡 西臼杵郡 高千穂町 高鍋町 妻町 門川町	大野郡 延岡市 都城市 日南市 日向市 小林市 兒湯郡 東臼杵郡 西臼杵郡 東臼杵郡 西臼杵郡 高千穂町 高鍋町 妻町 門川町	玖珠郡 東國東郡 都城市 日南市 日向市 小林市 兒湯郡 東臼杵郡 西臼杵郡 東臼杵郡 西臼杵郡 高千穂町 高鍋町 妻町 門川町	三重町 國東町 森町	

備考 本表に掲げる地域等の名称は、本表に別段の定のない限り、昭和二十六年十月一日における名称とし、本表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域又は位置を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を

有するものの区域若しくは位置の変更によつて影響されないものとする。

附 則

(公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。
この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。)

○議長(林謙治君) 探決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林謙治君) 起立少數。よつて参議院の修正に同意せざることに決しました。

○福永健司君 憲法第五十九條第三項及び国会法第八十四條第一項の規定により、一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案について両院協議会を求められんことを望みます。

○議長(林謙治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて両院協議会を求めるに決しました。

○議長(林謙治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて両院協議会を求めるに決しました。

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会協議委員の選舉

○議長(林謙治君) これより両院協議会協議委員の選舉を行います。

○福永健司君 両院協議会協議委員の選舉は、その手続を省略して、議長においてただちに指名せられんことを望みます。

○議長(林謙治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あります。よつて協議委員は議長において指名するに決しました。

ただちに指名いたします。

一般職の職員の給與に関する法律

の一部を改正する法律案両院協議会協議委員の選舉

○議長(林謙治君) 本会議散会後、議長席接室に御召集の上、議長、副議長おののく、一
名を互選せらるることを望みます。

○福永健司君 国土総合開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林謙治君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、国土総合開発法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林謙治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○議長(林謙治君) 国土総合開発審議会、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会並びに地場開発審議会及び開発審議会の議事日程追加の緊急動議を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林謙治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○議長(林謙治君) これより両院協議会協議委員の選舉を行います。

○議長(林謙治君) 本会議散会後、議長においてただちに指名せられんことを望みます。

○議長(林謙治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あります。よつて協議委員は議長において指名するに決しました。

ただちに指名いたします。

一般職の職員の給與に関する法律

会協議委員

倉石 忠雄君	岡西 明貞君
福永 健司君	田中不破三三君
田中伊三次君	藤枝 泉介君
瀬上房太郎君	水田 三喜男君
西村 久之君	村上 勇君

第一條の前に次の目次及び章名を加える。

二 參議院議員のうちから参議院が指名する者 六人
三 総合開発計画に関し学識経験を有する者 十五人以内

四 関係行政機関の職員
五 地方公共団体の長

第一章 総則(第一條・第二條)
第二章 國土総合開発審議会、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会(第一條――第六條の六)
第三章 総合開発計画の作成(第七條――第十一條の四)
第四章 総合開発計画の実施(第十二條――第十三條の三)
第五章 捕則(第十四條・第十五條)
附則

第一章 総則
第二條の見出しを「(國土総合開発計画)」に改める。
第三條の前に次の章名を附する。
第二章 國土総合開発審議会
会、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会並びに地場開発審議会
開発審議会

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 六人
三 総合開発計画に関し学識経験を有する者 十五人以内

四 関係行政機関の職員
五 地方公共団体の長

六 特別委員会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
七 特別委員会の委員長は、特別委員会に属する委員及び特別委員のうちから互選する。委員長は、特別委員会に属する委員及び特別委員のうちから互選する。委員長は、特別委員会の議事整理し、その経過及び結果を國土総合開発審議会に報告しなければならない。

八 特別委員会に属する当該委員に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「審議会」を「國土総合開発審議会」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項中「調査審議」を「調査」に、「審議会」を「國土総合開発審議会」に改め、同項を同條第七項とし、同條第七項中「委員」の下に「特別委員」を加え、同項を同條第八項とし、同條第五項及び第六項として次の二項を加える。

九 特別の事項を調査審議させるために、國土総合開発審議会に臨時に、特別委員を置くことができる。特別委員は、國土総合開発審議会に關し学識経験を有する者及びその他適當と認める者のうちから、内閣總理大臣が任命する。

十 特別委員は、特別の事項の調査審議が終つた場合においては、退任するものとする。

十一 第六條の次に次の五條を加える。
(都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会)
第六條の六 都府県総合開発計画及びその実施に關し必要な事項について調査審議するため、都府県は、條例で、都府県総合開発審議会を設置することができる。

第一章 総則(第一條・第二條)
第二章 國土総合開発審議会、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会(第一條――第六條の六)
第三章 総合開発計画の作成(第七條――第十一條の四)
第四章 総合開発計画の実施(第十二條――第十三條の三)
第五章 捕則(第十四條・第十五條)
附則

第一章 総則
第二條の見出しを「(國土総合開発計画)」に改める。
第三條の前に次の章名を附する。
第二章 國土総合開発審議会
会、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会
開発審議会

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 六人
三 総合開発計画に関し学識経験を有する者 十五人以内

四 関係行政機関の職員
五 地方公共団体の長

六 特別委員会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
七 特別委員会の委員長は、特別委員会に属する委員及び特別委員のうちから互選する。委員長は、特別委員会の議事整理し、その経過及び結果を國土総合開発審議会に報告しなければならない。

八 特別委員会に属する当該委員に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「審議会」を「國土総合開発審議会」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項中「調査審議」を「調査」に、「審議会」を「國土総合開発審議会」に改め、同項を同條第七項とし、同條第七項中「委員」の下に「特別委員」を加え、同項を同條第八項とし、同條第五項及び第六項として次の二項を加える。

九 特別の事項を調査審議させるために、國土総合開発審議会に臨時に、特別委員を置くことができる。特別委員は、國土総合開発審議会に關し学識経験を有する者及びその他適當と認める者のうちから、内閣總理大臣が任命する。

十 特別委員は、特別の事項の調査審議が終つた場合においては、退任するものとする。

十一 第六條の次に次の五條を加える。
(都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会)
第六條の六 都府県総合開発計画及びその実施に關し必要な事項について調査審議するため、都府県は、條例で、都府県総合開発審議会を設置することができる。

- 2 地方総合開発計画及びその実施に關し必要な事項について調査審議するために、関係都府県は、その協議によつて、規約を定め、地方総合開発審議会を設置することができる。
- 3 前項の規定による関係都府県の協議については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。
- 4 前各項に規定するものを除く外、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会の設置、組織及び運営に關し必要な事項(地方総合開発審議会については、費用の負担方法を含む)は、それぞれ條例又は規約で定めなければならぬ。
- 第七條 第三章 総合開発計画の作成
- 第七條を次のよう改める。
- (全国総合開発計画)
- 第七條 内閣総理大臣は、関係各行政機関の長の意見を聞き、国土総合開発審議会の調査審議を経て、政令の定めるところにより、全国の区域について、全国総合開発計画を作成するものとする。
- 2 全国総合開発計画は、前項の規定により作成された場合においては、これを都府県総合開発計画、合開発計画の基本とするものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により作成した全国総合開発計画の要旨を公表するものとする。
- (都府県総合開発計画)

- 2 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合においては、建設大臣を通じて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けた場合においては、これを国土総合開発審議会に諮問するとともに、関係各行政機関の長に送付しなければならない。
- 4 関係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに対する意見を経済安定本部総裁に提出し、経済安定本部総裁は、これらの意見をとりまとめて、国土総合開発審議会に提出しなければならない。
- 第五章 総合開発計画区域の設定
- 第九條 刪除
- 第九條を次のように改める。
- (特定地域総合開発計画)
- 第十條 第一項中「特定地域として」の下に、「その資源の開発、災害の防除又は建設若しくは整備等に関し目標となるべき事項(以下「開発目標」という。)を指示して、」を加え、同條の次に次の二條を加える。
- (都府県に対する勧告又は助言)
- 第十一條の二 内閣総理大臣は、都府県が作成した総合開発計画について第四條第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基づいて、当該総合開発計画を作成した都府県に対し、必要な勧告又は助言をしなければならない。
- 2 都府県は、毎年度、第十一條の二の規定による勧告又は助言に基いて、総合開発計画の実施について翌年度の事業計画を作成した場合においては、政令の定めるところにより、これを関係各行政機関の長及び経済安定本部総務長官に提出することができる。
- 3 経済安定本部総務長官は、前二項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行つるものとする。

- 2 都府県は、都府県総合開発計画を作成する場合においては、予算の範囲に照らして根幹となるべき事業又は緊急を要する事業及びこれらと密接な関係を有する当該特定地域外の事業の計画からなる開発の決定を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、経済事情等の著しい変化のため、前項の規定による開発の決定があつた特定地域総合開発計画が情勢の推移に適合しなくなつたと認める場合においては、関係各行政機関の長に對し、調査の結果について報告を求めることができる。
- 4 関係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに対する意見を経済安定本部総裁に提出し、経済安定本部総裁は、その決定し、またまとめて、国土総合開発審議会に提出しなければならない。
- 第六章 地方総合開発計画区域の設定
- 第九條を次のように改める。
- (特定地域総合開発計画)
- 第十條 第一項中「特定地域として」の下に、「その資源の開発、災害の防除又は建設若しくは整備等に関し目標となるべき事項(以下「開発目標」という。)を指示して、」を加え、同條の次に次の二條を加える。
- (都府県に対する勧告又は助言)
- 第十一條の二 内閣総理大臣は、都府県が作成した総合開発計画について第四條第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基づいて、当該総合開発計画を作成した都府県に対し、必要な勧告又は助言をしなければならない。
- 2 都府県は、毎年度、第十一條の二の規定による勧告又は助言に基いて、総合開発計画の実施について翌年度の事業計画を作成した場合においては、政令の定めるところにより、これを関係各行政機関の長及び経済安定本部総務長官に提出することができる。
- 3 経済安定本部総務長官は、前二項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行つるものとする。

- 2 国は、地方公共団体が行う特定地域総合開発計画の事業について、國が負担すべき経費の割合に關し、別に法律の定めるところにより特例を設け、又は当該地方公共団体に對し、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第十六條の規定に基く補助金を交付し、その他必要と認める措置を講ずることができる。
- 第十二條の前に次の章名を附す。
- 第三章 総合開発計画の実施
- 第十二條及び第十三條を次のよう改める。
- (年度計画)
- 第十二條 関係各行政機関の長は、毎年度、特定地域総合開発計画の実施についてその所掌する事項に關して作成した翌年度の事業計画を経済安定本部総務長官に提出しなければならない。
- 2 都府県は、毎年度、第十一條の二の規定による勧告又は助言に基いて、総合開発計画の実施について翌年度の事業計画を作成した場合においては、内閣総理大臣に對し、当該特定地域総合開発計画との調整を要請しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、国土総合開発審議会の意見を聞いて、當該特定地域総合開発計画の実施に関する勧告又は助言をしなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、国土総合開発審議会の意見を聞いて、當該特定地域総合開発計画の実施に関する勧告又は助言をしなければならない。
- 3 経済安定本部総務長官は、前二項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行つるものとする。
- (特定地域総合開発計画の実施)
- 第十三條 政府は、特定地域総合開発計画を実施するために要する経費について、必要な資金の確保を図り、且つ、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上することに努めなければならない。
- 2 経済安定本部総務長官は、前項の規定による調整を行う場合においては、内閣総理大臣に對し、調査の結果について報告を求めることができる。
- 3 国は、内閣総理大臣に對し、調査の結果について報告を求めることができる。
- 第四章 総合開発計画の実施
- 第十二條及び第十三條を次のよう改める。
- (特定地域総合開発計画に関する調査)
- 第十三條の二 関係各行政機関の長は、やむを得ない事情により、特定地域総合開発計画の円滑な実施に支障を及ぼす虞がある処分又は二十三年法律第百九号)第十六條の規定に基く補助金を交付し、その他の必要と認める措置を講ずることができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、国土総合開発審議会の意見を聞いて、當該特定地域総合開発計画の実施に関する勧告又は助言をしなければならない。
- 3 経済安定本部総務長官は、前二項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行つるものとする。
- (特定地域総合開発計画の実施)
- 第十三條の三 経済安定本部総務長官は、総合開発計画の実施については、予算の範囲に照らして根幹となるべき事業又は緊急を要する事業及びこれらと密接な関係を有する当該特定地域外の事業の計画からなる開発の決定を求めなければならない。
- 2 地方総合開発計画を作成する場合においては、予算の範囲に照らして根幹となるべき事業又は緊急を要する事業及びこれらと密接な関係を有する当該特定地域外の事業の計画からなる開発の決定を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けた場合においては、これを内閣総理大臣に對し、調査の結果について報告を求めることができる。
- 4 関係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに対する意見を経済安定本部総裁に提出し、経済安定本部総裁は、その決定し、またまとめて、国土総合開発審議会に提出しなければならない。
- 5 国は、内閣総理大臣に對し、調査の結果について報告を求めることができる。
- 第六章 地方総合開発計画区域の設定
- 第九條を次のように改める。
- (特定地域総合開発計画)
- 第十條 第一項中「特定地域として」の下に、「その資源の開発、災害の防除又は建設若しくは整備等に関し目標となるべき事項(以下「開発目標」という。)を指示して、」を加え、同條の次に次の二條を加える。
- (都府県に対する勧告又は助言)
- 第十一條の二 内閣総理大臣は、都府県が作成した総合開発計画について第四條第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基づいて、当該総合開発計画を作成した都府県に対し、必要な勧告又は助言をしなければならない。
- 2 都府県は、毎年度、第十一條の二の規定による勧告又は助言に基いて、総合開発計画の実施について翌年度の事業計画を作成した場合においては、政令の定めるところにより、これを関係各行政機関の長及び経済安定本部総務長官に提出することができる。
- 3 経済安定本部総務長官は、前二項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行つるものとする。

て調整を行うため必要があると認められる場合においては、関係各行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

第十四条の前に次の章名を附す。

第五章 捕則

(政令への委任)

この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

本則中第十四條の次に次の一條を加える。

1. この法律は、昭和二十七年五月一日から施行する。

2. この法律施行の際現在に在職する國土総合開発審議会の委員のうち、総合開発計画に関する知識経験を有する者の中から任命された委員内閣総理大臣の指定する二人は、この法律施行の日において解任されるものとする。

3. この法律施行の際現在に在職する國土総合開発審議会の委員のうち、総合開発計画に関する知識経験を有する者の中から任命された委員を除く)は改正後の國土総合開発法第六條第二項第三号に掲げられる者として、都道府県知事と兼ねる委員を除く)は改正後の國土総合開発法第六條第二項第三号に掲げる者として、関係行政機関の職員のうちから任命された委員は同項の第四号に掲げる者として、都道府県知事と兼ねる委員は同項第五号に掲げる者として、この法律施行の日において、別に辞令を用いな

いで、國土総合開発審議会の委員に規定する任期からその者が同項に規定する期間とする。

4. 前項の規定により改正後の國土総合開発法第六條第二項第三号に掲げる者として任命された國土総合開発審議会の委員の任期は、同條第三項の規定にかかるわらず、同條第三項の規定に対する修正案に規定する任期からその者が同項に規定する期間とする。

5. 第十五条の規定による改正規定中「国土総合開発法の一部を改正する法律案に対する修正案」を加え、同條第一項中「関係各行政機関の長の意見を聞き」を「開各行政機関の長と協議し」に改め、同條第二項中「関係各行政機関の長の意見を聞き」を「開各行政機関の長と協議し」に改め、同條に改める。

6. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

7. 第十條の改正規定中「国土総合開発法の一部を改正する法律案に対する修正案」を加え、同條第一項中「関係各行政機関の長と協議し」を「開各行政機関の長と協議し」に改め、同條に改める。

8. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

9. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

10. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

11. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

12. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

13. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

14. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

15. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

16. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

17. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

18. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

19. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

20. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

にそれぞれ任命されたものとみなす。前項の規定により改正後の國土総合開発法第六條第二項第三号に掲げる者として任命された國土総合開発審議会の委員は衆議院の議員は入っていないのであります。

21. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

22. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

23. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

24. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

25. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

26. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

27. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

28. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

29. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

30. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

31. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

32. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

33. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

34. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

35. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

36. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

37. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

38. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

39. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

40. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

41. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

42. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

43. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

44. 第十二条の改正規定に次の二項を加える。

案の共同提案がありました。

国土総合開発法の一部を改正する法律案に対する修正案

アメリカの軍事産業にあくまでも
すがりついて、一切の資金をあげて電
源開発に投入し、反共戦線のために動
力を抜きん出ようとするのが電源開発
促進法であります。それと表裏一体をなす
この国土総合開発法であります。

そこで、特定地域なるものは結局ど
ういうことになるか。結局、これは、
農林省の予算も、建設省の予算も、地
方団体の予算も、一切合財電源開発に
つき込む。電源開発と關係のないもの
はどうへへ切り捨てる、こういふこと
になるのは明白なことです。だまし
例を利根川にとるならば、電源開発
のために多目的ダムが完成いたしまし
たといたしまして、最大洪水流量であ
る一万七千立米のうち、ダムによる調
節量はわざか三千立米である。しか
ら、このダム工事には莫大な資金を必
要とするのであります。この費用をも
つて利根の洪水を東京湾へ注がせるべ
き大放水路の掘鑿に向けるならば、利
根の洪水は完全に解消するばかりでな
く、利根両岸の慢性的な洪水状態が解
決し、「毛田は二毛田となり、灘ヶ浦
の水位は低下し、印旛沼、手賀沼は干
くられるのであります。論者あるいは
言ふかもしれない。利根の土砂流出は干
だみによつてのみ防止できる。しか
しながら、利根の土砂流出の最大の原
因の一つに赤城山の崩壊があること
は、これ御承知の通りである。しか
ば、赤城の砂防工事と電力のダム工事
と、どこでどう結びつけることができる
のか。

さらにここで強調しなければならない
のは、電力開発の性格がアメリカの
軍事計画を助けようとするものである

(号) 外 報 官

がゆえに、それゆえに、電源開発のダ
ムと洪水予防のダムとは、その効用に
おいてまつたく相反する結果となると
いうことであります。すなわち、大陸
雨の来襲前に、いち早くからにしてお
くべきダムに、電力需要の関係上、満々
と水をたたえておかなければならな
いということになります。洪水予防の役割
が全然果し得なくなるであろうという
ことであります。

以上のことを幾多の問題点が特定地
域内に起つて來るのであります。これ
を解決する根本方針は、あくまで競争
計画への電力確保にあるのであります。
だから、自由党の諸君がいくら修正案
を出してでもだめであります。一切を犠
牲にして、ただ電力のダムをつくる、
できたダムを軍事的に使用する、こう
いう結果となつて、国土はますへ大雨
で氾濫し、土地改良も干拓もできな
くなるという結果になつて來るのであ
ります。これがこの国土総合開発法の
一部改正案のねらいであることは、一
点疑いられないところであります。さ
らにまた、本省の多い利根や北上川よ
りも、電力の多い熊野川や只見川に多
くの資金が注がれるという結果になる
ことは明白なのであります。であります
正を除いたその他の原案は可決いたし
ました。

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて 〔賛成者起立〕

委員長報告にかかる第十條の修正は可
決されました。

最後に、第十條、第十二條及び附則
第一項の修正を除いたその他の原案に
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて
〔賛成者起立〕

第十條、第十二條及び附則第一項の修
正を除いたその他の原案は可決いたし
ました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

出席国務大臣
法務総裁 木村篤太郎君
厚生大臣 池田勇人君
郵政大臣 佐藤榮作君
電気通信大臣
國務大臣 岡野清義君
國務大臣 周東英雄君
労働大臣 吉武恵市君
大蔵大臣 井出泰良君
農林政务次官 野原正勝君
農務次官 賀来才二郎君
通商産業省 松尾泰一郎君
労働省政務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 滝本忠男君
局給與局長 滝本忠男君

に対する浅利三朗君外三名提出の修正
案につき採決いたします。浅利君外三
名提出の修正案に賛成の諸君の起立を
求めます。

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて
〔賛成者起立〕

朗読を省略した報告
朗讀を省略した報告
朗讀を省略した報告
朗讀を省略した報告
朗讀を省略した報告
朗讀を省略した報告
朗讀を省略した報告
朗讀を省略した報告
朗讀を省略した報告

の規定により本院の同意を得たい旨
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。

通商産業省 松尾泰一郎君
通商産業省 松尾泰一郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君
人事院事務局長 賀来才二郎君

の規定により本院の同意を得たい旨
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。

の規定により本院の同意を得たい旨
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の要求書を受領した。
の規定により本院の同意を得たい旨
の要求書を受領した。

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部十円

(送付費別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五

電話九段四三一七八

印 刷

板 構

東京一九〇〇〇

官報社

九一二